

稻敷市庁舎建設基本構想（案）

2008年 月

稻 敷 市

目 次

基本構想の目的と位置づけ

- 1 . 新庁舎の必要性
 - 1) 現庁舎における課題 1 - 1
 - 2) 新庁舎の必要性 1 - 3

- 2 . これからの行政サービス
 - 1) 地方分権と行政サービスの向上 2 - 1
 - 2) 情報化への対応と行政事務 2 - 1
 - 3) 市民協働と行政サービスの対応 2 - 2

- 3 . 求められる新庁舎の役割
 - 1) 新庁舎の意義と役割 3 - 1
 - 2) 新庁舎の具体像 3 - 2

- 4 . 新庁舎の規模
 - 1) 規模算定の前提条件 4 - 1
 - 2) 新庁舎規模の算定 4 - 2
 - 3) 概算事業費の試算 4 - 1 0
 - 4) 新庁舎建設を含めた今後の財政状況 4 - 1 1

- 5 . 新庁舎の建設位置
 - 1) 立地場所の考え方 5 - 1
 - 2) 新庁舎位置のあり方 5 - 8
 - 3) 候補地の選定 5 - 9
 - 4) 各候補地の特性 5 - 1 0
 - 5) 候補地の比較検討 5 - 1 3

- 6 . 窓口について
 - 1) 新庁舎エリア + 支所エリアの設定 6 - 1
 - 2) 支所について 6 - 1

7 . 現庁舎の利活用

- 1) 現庁舎の利活用について 7 - 1
- 2) 施設の利活用事例 7 - 1
- 3) 耐震基準と庁舎の現状 7 - 2
- 4) 現庁舎の利活用の方向性 7 - 4
- 5) 施設の利活用方法について 7 - 4
- 6) 現庁舎の利活用方針 7 - 5

基本構想の目的

基本構想は、合併後の稲敷市の行政運営のあり方を検証し、本市が目指す庁舎の将来像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものである。

したがって、基本構想は、今後策定される「基本計画」、「基本設計」、「実施設計」の段階において、より具体的に個別の事案の検討を行う際の基本となるものであり、策定にあたっては、庁内プロジェクトチーム報告書、新庁舎建設計画懇話会の提言書など、これまでの検討の経過を踏まえ、庁内検討委員会である「庁舎建設検討委員会」や「専門部会」を設置し検討を進めてきたものである。

新庁舎建設の経緯（位置づけ）

新庁舎建設については、本市の上位計画において以下のように位置づけられている。

（１）合併協定書（平成１６年９月１日調印）における位置づけ

「合併に伴う財政支援が受けられる期間内に、新庁舎を建設するものとし、その位置については、新市において検討を行う。」としている。

（２）新市建設計画^{*}（江戸崎町・新利根町・桜川村・東町 合併新市建設計画）における位置づけ

市庁舎建設に関連する事項については、「第６章 新市建設の根幹となる事業」の「効率的で活気のあるまちづくり」の項において、以下のように記述されている。

「新市の庁舎においては、当面、現町村役場を活用しますが、新市の一体性の確保、合併効果を十分に発揮した効率的な行財政を図る観点から、新庁舎の建設を進める。建設にあたっては、市民の多様なニーズに対応するとともに、新市のシンボリック施設として整備します。」とし、行政の効率化や市民サービスの観点から庁舎を建設することを計画にあげている。

さらに、「第７章 公共的施設の統合整備」では、新庁舎の建設は、「市民の多様なニーズに対応できるよう複合化を検討します。」としている。

.....

* 新市建設計画 : 合併後の新市の将来像を示し、合併後の市のマスタープランとして機能する役割を持つ。また、この計画への施策・事業の位置づけが、合併特例法に基づく様々な財政支援を受けるための前提条件となる。

(3) 稲敷市総合計画における位置づけ

「稲敷市総合計画(2007～2016)」では、「基本構想第5章 施策の大綱」の「1 戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくろう(行財政)」 「公共施設の管理と適正配置」の項において、「本市の一体性の確保や効率的な行政運営を図るため、新庁舎の建設事業に着手します。また、既存の庁舎については、廃止も含めて有効活用を図ります。」としている。

また、基本計画では、「本市の庁舎は4ヵ所に分散しており、市民へのサービスや行政事務が不効率であるとともに、その維持管理においても経費がかかっています。4庁舎のうち、桜川・東庁舎の分庁舎以外は老朽化が著しく、長期的な庁舎の保有は困難な状況です。そのため、新市の速やかな一体化、市民サービスの向上、そして、経費節減のためにも新庁舎の早期建設が望まれます。」としている。

さらに、「地域情報化」の項では、「市民サービスの向上と行政事務の効率化を促進するため、電子自治体の構築を目指します。」とし、電子市役所の構築をあげている。

これらを踏まえると、新庁舎の建設は、行政改革の面、市民サービスの面、または、市の一体性の確保の面から、早期の整備を推進していく必要があるとしている。

1 . 新庁舎の必要性

1) 現庁舎における課題

稲敷市では、合併以前の旧町村役場を庁舎とし、行政部門を複数の庁舎に分散させる分庁方式をとっている。図1-1に示すように現在の庁舎は江戸崎，新利根，桜川，東の4つに分かれている。そのため分散庁舎による弊害が随所にあられ、それ以外にも施設の老朽化等の様々な問題が顕在化している。課題を整理すると以下のとおりである。

図1-1 現庁舎の位置



(1) 市民サービス機能の低下

業務量の増大による執務室の狭隘化が進み、また、町村合併により庁舎が分散化されるなど、市民の利便性が大きく損なわれている。さらに、市の顔となるべき庁舎のホール及びロビーは、スペースが不足しており、市民のためのスペースとして機能していない状況にあり、利用者である市民の視点に立った、市民に開かれた庁舎の整備が求められている。

表1-2 4庁舎の機能分散

江戸崎庁舎	市長公室（秘書広聴課，企画課），総務部（総務課，財政課，管財課，江戸崎総合窓口課），会計課，監査委員事務局
新利根庁舎	保健福祉部（社会福祉課，高齢福祉課，児童福祉課），教育委員会（教育総務課，学校教育課，生涯学習課），総務部（新利根総合窓口課）
桜川庁舎	市民生活部（市民課，税務課，保険課，生活環境課），総務部（桜川総合窓口課）
東庁舎	産業建設部（農政課，商工観光課，建設課，道路維持課，都市計画課，下水道課），議会事務局，農業委員会事務局，総務部（東総合窓口課）

(2) 庁舎の老朽化

建設から一番古いもので38年経過した現庁舎は、老朽化が進んでいる。国の指導による早急な耐力度調査が求められており、また、現在の耐震基準以前(昭和55年以前)の建築物が4棟もあり、耐震改修費用と大規模改修費用として、約19億2千万円が必要と見込まれている。

表1-3 現庁舎の建設時期、耐震性能、耐用年数 (H19.10.1現在)

庁舎名	面積 (㎡)	配置人員 (人)	建設年 (西暦)	耐震 性能	耐用年数による建替え時期	
					H19年から	参考
江戸崎庁舎	1,625.04	80	1970	旧耐震	13年～17年後	H32～H36
新利根庁舎	2,422.94	81	1980	旧耐震	23年～27年後	H42～H46
桜川庁舎	1,488.00	44	1971	旧耐震	14年～18年後	H33～H37
桜川庁舎 分庁舎	1,097.95	31	1994	新耐震	37年～41年後	H56～H60
東庁舎	2,114.56	40	1973	旧耐震	16年～20年後	H35～H49
東庁舎 分庁舎	1,814.94	50	1997	新耐震	40年～44年後	H59～H63

* 建築物の耐用年数については、建物がおかれる状況により大きく異なるが、鉄筋コンクリート造については一般的に約60年とされている。一方、文部科学省では47年とする数字もあり、上記の表では耐用年数を50年～55年と想定して建て替え時期を算出している。

表1-4 現庁舎の改修費用 (平成27年まで) (単位:千円)

項目	耐震改修費用	大規模改修費用	計
4庁舎	約384,000	約1,537,000	約1,921,000

(3) ひとにやさしい庁舎への課題(バリアフリーへの課題)

近年、重要視されているバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{*}の導入への対応も遅れており、利用者への安全面での配慮が不十分であり、現庁舎は誰もが利用しやすいひとにやさしい庁舎とは言えない状況にある。現庁舎のバリアフリー対応を考えると、段差の解消に始まり、身障者用エレベーターや多目的トイレの設置および車椅子に対応した廊下の幅員の確保等々、既存建物の利用を前提にした場合は、大がかりな改修費用負担が見込まれる。また、先進事例では、オムツ替えのできるベビールームやキッズコーナーなどを設けている例がみられる。

.....

* バリアフリー :バリア(障壁)をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障害者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様にする事。

* ユニバーサルデザイン :「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なデザイン。

(4) 業務効率の低下

執務室等の狭隘化，分散化，会議室・倉庫等の不足，情報化（OA化^{*}）への対応の限界，庁舎間の移動により生じるロスなどにより，職員の業務効率の低下が懸念される。

これらの課題を新庁舎の建設によって早期に改善を図ることにより，市民への行政サービスの質をより一層向上させることが求められている。

特に執務空間が4つの庁舎に分散化されることで，部門間での横の連絡が疎になる傾向があり，これを補うための移動に要する経費・通信費の肥大化の問題だけでなく，業務効率の低下から市民サービスそのものに対する質の低下が懸念される。

2) 新庁舎の必要性

庁舎は市政全般にわたる行政の拠点であり，効率的な行政運営を図り，より良い市民サービスを基本とした親しみの持てる利用しやすい施設として，また，市民生活の安全を守る施設として機能を果たさなければならないが，現庁舎には多くの問題点がある。様々な問題点を解消するためには，市の財政的な裏づけについて，将来にわたって不安のないことを慎重に確認しながら，新庁舎の建設に向けた早期の取組が必要である。

前節の現庁舎における課題から，新庁舎の必要性について整理すると，次のようにまとめられる。

(1) 一箇所で用事が済む庁舎が必要

総合窓口には限界があり，どうしても別の庁舎へ行かなければならなくなる可能性がある。市民にとって一箇所で全ての用事が済ませることは利便性の向上に繋げることができる。

(2) 誰もが利用しやすい庁舎が必要

エレベーターの未設置や段差，狭い通路，車イスや乳幼児を考慮したトイレの設置など，これらの様々な問題を解決するためには，現庁舎では限界がある。庁舎は誰もが利用しやすいものでなければならない。

(3) 効率化，経済性など長期的視野に立った庁舎が必要

庁舎を一つにすることは，コスト削減や職員定数の削減，職員の効果的配置に直結した効果をもたらす。また，合併特例債による建設は，国からの交付税を見込めることから，この期間内に建設することが金銭的な面で一番のメリットとなる。削減されたコストを市民生活の基盤整備やサービスの充実に還元させることで，市民生活の利便性の向上，次世代への「魅力あるまちづくり」へと繋げることができる。

.....

*OA化 : 一般的には事務部門においてパソコン・多機能電話などの電子機器を使って，事務作業の効率化や生産性向上を目指すための各種の取り組み。
一方，IT(情報技術)化とは，情報技術やインターネット・関連機器などを駆使し OA が対象としていた事務部門だけでなく，経営や FA 分野(工場における生産工程の自動化)など，広範囲の分野の効率化を目的とした各種の取り組みをいう。

(4) 防災拠点として市民を守れる庁舎が必要

旧耐震基準^{*}の庁舎では、災害時の復興作業や市民の安全確保に迅速に対応できるかが不安材料となる。また、庁舎を訪れている市民や仕事をしている職員の生命の危険さえ感じる事となる。これは防災拠点としての施設であるべきこと以前の問題であり、将来にわたって安心して暮らして行くために、最低限必要な事項として早急な対応が必要である。

(5) 市の一体感を感じられる庁舎が必要

合併して3年が過ぎようとしているが現状では市の一体感を感じることができない。庁舎をイメージしたときに、多くの人は、旧町村の庁舎をイメージしてしまうと考えられる。このように市民の一体感を醸成するシンボルとして庁舎の果たす役割は大きいものとする。

(6) 市のイメージアップが図れる庁舎が必要

新庁舎は、将来に向かって「新生稲敷市」の顔となるものである。庁舎は単なる機能的建築物というだけではなく人の心に残る感性的な要素も大切であり、建物や自然、空間などを調和させるとともに、市のランドマーク^{*}としてのシンボル性を表現して、市のメッセージを広く内外にアピールする機能も重要と考える。

.....

* 旧耐震基準 : 1985年5月以前に建築及び着工された建築物が対象となり、1995年の阪神淡路大震災において、建物の骨組み形式によっては大きな被害がでた。1970年12月以前の建築物はさらに耐震に対する強度が低い。

* ランドマーク : 陸標、即ち灯台や鉄塔のような土地の目印になる建物のこと。転じて、地域を象徴するシンボリックな建築・空間をも意味する。

2. これからの行政サービス

1) 地方分権と行政サービスの向上

平成7年の地方分権推進法を起点に地方分権の取り組みは、地方分権一括法^{*}を経て、昨年4月の地方分権改革推進法まで長い道のりを歩んできた。明治維新以来の中央集権型のシステムは、近代化と経済発展に大きな成果をあげたが、低成長時代に突入すると社会経済情勢との乖離を広めた。こうしたことから国と地方の役割分担を明確にし、国と対等・協力の関係にある地方自治体の体制の充実強化が進められてきた。しかし、分権改革が進行するとともに地方自治体にとって新たな課題も残されていくことになった。三位一体の改革による国庫補助金や地方交付税の削減など、市町村の行財政はさらに厳しい状況となり、その一方で、住民の求める行政需要は多様化・高度化し、少子・高齢化社会への対応、高度情報化社会^{*}の実現は、地方公共団体の役割に変化を求め、行政サービスは肥大化する傾向にある。そのため、これまで行ってきた行政サービスを同じ水準で提供していくことが難しくなっている。

「平成の大合併」と言われるように、各自治体は基礎体力の強化を図るため体制の整備を進めている。こうした意味からも合併に留まることなく、次なる行財政改革に踏み出し新たな稲敷市を構築する必要がある。自治体経営の視点に立ち、行政サービスの抜本的な見直しと適正化を図るとともに自助・互助・公助の自治の基本精神に基づき住民と行政の役割を明確にし、自己決定・自己責任の自立した自治体を目指さなければならない。

本市においても、合併の効果を最大に活かし、自治体経営のスリム化と効率化を進め納税者の立場に立った身軽で機動的な基礎自治体として、公平で質の高い市民サービスを目指していく必要がある。

2) 情報化への対応と行政事務

今日の高度情報化社会にあっては、著しい早さで発達しているコンピュータや情報通信技術によって、時や場所、国を超えた情報の共有化が進み、高度な情報基盤を前提とした新たな社会の再構築が求められている。個人生活においても、インターネット環境を活用し情報を検索し商品の購入など双方向で利用できるなど、市民のライフスタイルまで大きく変化しており、飛躍的に情報の価値が高まってきている。

こうした高度情報通信社会への進展は、市民生活を取り込みつつあり、とりわけ行政の分野においては、総合的な行政運営の手段として活用し、より質の高い行政サービスの提供と効率的な行政事務の実現が期待されている。

.....
* 地方分権一括法 : 改正地方自治法を中心とする計 475 本に及ぶ膨大な法改正。「機関委任事務廃止」「国の関与の廃止・縮減」等。平成 11 年 7 月成立、平成 12 年 4 月 1 日施行。

* 高度情報化社会 : 情報通信ネットワークを利用し、音声、文字、データ、画像など多様で大量の情報を相互に交換することにより、企業だけでなく、政府、教育機関、市民が、ビジネス、医療、教育、福祉など様々な分野の活動を電子ネットワーク上で行えるような社会のこと。

(1) 行政情報の提供

行政の公正性、透明性を図り行政の説明責任を果たすために、インターネットを効果的に活用し行政情報の提供の充実を図り、また、産業情報や観光物産情報など各種情報発信機能を兼ね備えるとともに、個人情報保護セキュリティ^{*}の面での配慮など複雑多様化する環境に柔軟に対応できる拠点としての機能が望まれる。

(2) 社会と行政の接点・行政事務の効率化

高度情報化は、行政と社会の接点をもたせることを電子化により実現可能としてきた。時として、情報の発信者であり受信者に相互がなりえる。このような社会の中で、行政側は、情報に対する信頼性・信憑性の担保など新たな課題も生じてきている。そんな中、さらなる行政内部のシステム見直し・効率化を進め事務処理の向上はもとより、行政サービスの展開にあたっては、市民の利便性の向上を前提に IT^{*}を活用し、申請・届出等の手続きのオンライン化やワンストップサービス^{*}の実現など、少人数の職員での質の向上やスピーディーな対応の実現が期待される。

3) 市民協働と行政サービスの対応

地方分権における地方自治は、住民の意思を尊重して民主的に行われることが重要であるだけでなく、住民参画や住民自治の積極的な推進が不可欠である。

本市は合併により自治体の規模を拡大し、自立的かつ戦略的な行政運営を進めているところであり、今後は住民自治の確立を目指し、政策段階での積極的な市民参画、市民と行政の役割分担の見直しなど、市民との協働により安定的な自治運営を推進していく必要がある。

(1) 稲敷市の将来生活像

平成19年3月に策定された稲敷市総合計画では、その将来生活像は「みんなが住みたい素敵なまち」としている。稲敷市文化の創造・地域個性の継承と活用・市民参画によるシステムづくり、地方自治時代の戦略的なまちづくり、総合的な視点にたったまちづくりという、5つの基本理念をもち、7つの基本目標にそってまちづくりを進めることにより、稲敷市はみんなが「合併してよかった」「住んでよかった」と思えるまち、すなわち「みんなが住みたい素敵なまち」を目標に掲げている。

.....
* 個人情報保護セキュリティ : 情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。

* IT (Information Technology) : コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

* ワンストップサービス : 一度の手続きで必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービス。行政改革の一環として、行政手続きの電子化や広域連携によって、手続き回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図ること。

(2) 住民の協力意識

このような将来像に対して、稲敷市では地域間の相互理解とパートナーシップ(協力関係)の醸成を図り、みんながふるさとである“稲敷”の住民としてのアイデンティティ(固有の一体性)を確立するべく積極的な住民参画を進めていく必要がある。コミュニティ活動や市民活動等を通じて、人々の暮らしの中で社会的な協働による成果を得て、そしてそれが稲敷としてのアイデンティティ確立につながることを期待されている。

(3) 住民の期待と行政の役割

市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、稲敷市民としての意識の醸成を図るとともに、市民提案型システムの構築に努め、まちづくりへの参加、行政計画策定への市民参画など、行政の市民活動への支援を積極的に促進することが重要な課題と考える。

地方自治の本旨であるボランティア・NPO・民間事業者、行政の役割分担や協働のあり方などについて、今後、十分な調査・研究を進め、地域や住民の視点に立った行政システムの構築を目指すものである。

3. 求められる新庁舎の役割

1) 新庁舎の意義と役割

新庁舎は、稲敷市の将来の姿を見通し、地方の時代に相応しい市民自治の拠点として、新しい時代に対応した役割が求められている。市民の行政への参画を推進し、市民・議会・行政がコミュニケーションを図れる場としての機能を持ち、低コストで効率的な事務機能を確保し、市民から親しまれる市のシンボルとして、より良い市民サービスができる庁舎が必要とされる。

前節で触れた「新庁舎の必要性」と「これからの行政サービス」から、新庁舎に期待される意義と役割を整理すると、次のようにまとめられる。

来訪する市民、その他内外の人々にやさしく、わかりやすい行政サービスが提供できる環境を整えること

庁舎をひとつにすることで市民の庁舎間での移動を無くし、また、業務の効率化を図り、長期的にも経済性が高く、市民にとって負担の少ない環境を整えること
防災拠点として、来訪者や職員の安全と災害時の市民の安全確保に対応できる環境を整えること

合併した「新生稲敷」の象徴として、市の一体感とイメージアップを図れること

以上の検討から、今後、市庁舎が備えるべき庁舎機能について、次の4つが重要な視点と考えられる。

(1) 多数の市民が訪れる施設であること

庁舎位置が分かりやすく、アクセスしやすい利便性の高い立地

十分な駐車場の確保

建物内外を通じ、バリアフリー、ユニバーサルデザインの徹底

庁舎内の配置が明快で、サービスの提供を受けやすいスペースの確保

窓口カウンターなど使い勝手のよい構成

親しみやすいデザインや構成

(2) 庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること

耐震性能を満足し、防災拠点としての安全性

駐車場やロビー、執務空間など屋内外のスペースを適切に確保

庁舎内の配置が明快で、来庁者や職員が使いやすい機能性の確保

圧迫感を感じない室内高やゆとりのある快適性

自然エネルギーを活用するなど、環境に対して十分に配慮

(3) 庁舎における業務・機能の将来像を見据えた施設であること

将来の業務内容の変化に対応し、永続的に施設機能を維持できる耐久性
市民の利便性を考慮した複合施設化の検討
財政への負担が少なく、適切な仕様に基づく経済性
情報社会における行政の変化に対応できる柔軟性
ユニバーサルデザインなど将来の庁舎のあり方を先取りする先進性
パッシブソーラーシステム*など環境面やライフサイクルコスト*への配慮

(4) 景観など地域性に配慮した庁舎であること

周囲への調和のために低層のデザイン
市のランドマークとなるデザイン性
自然との調和を感じることの出来るデザイン
新生稲敷市の顔になる庁舎
景観など地域性への配慮

2) 新庁舎の具体像

(1) 市民に開かれた庁舎

これからの庁舎は、行政手続きや議会活動の場だけでなく、市民参画の場とし市民と行政を繋ぎコミュニケーションを図る場としての役割が求められるようになってきている。また、市のシンボルに相応しく、まちづくりの中心として、さらには、市民が気軽に立ち寄り憩うことの出来る場として、市民に開かれた市庁舎を目指し、明るく安らぎのある空間を創出する必要がある。なお他自治体の例では、市民ロビーや市民会議室などの市民のためのスペースを設けている例がみられる。

(2) 市民サービスの向上と柔軟性のある組織運営につながる施設

来庁する誰にもやさしく、分かりやすく利用しやすい親しみのある施設であるとともに、そこで働く職員にとっては、仕事への意欲と創造力が高められ、かつ能率的・効率的に事務が遂行できる快適な職場環境でなければならない。また、多様化している市民ニーズや日々めまぐるしく進化するIT技術など、将来の行政サービスの変化等に対して、組織の変更、職員の異動等にも柔軟に対応できるものとする必要がある。

.....
*パッシブソーラーシステム :ソーラーシステムの代表的な一つで、人工的な装置を使用せず、太陽熱や自然風などを建物の構造、間取り、方位などの工夫により利用する方法のことを言う。

*ライフサイクルコスト :建物にかかる生涯コストのこと。建物の企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

(3) 議会活動を推進する場

執行機関に対するチェック機関である市議会が、円滑にその活動が実施できるよう、議決機関としての独自性を確保し、審議・調査など議会運営がスムーズに行える機能を備え、本会議や委員会等を容易に傍聴できる市民に開かれた施設とする必要がある。

(4) 防災センターとしての機能を持った施設

庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部を設置し、救助や復旧等に向けた指示や指揮、情報の収集・伝達等防災活動の中核としての機能を担うとともに、地域住民の避難場所になる。救護ヘリコプターの離着陸の想定や、地域防災の拠点施設として、液状化や水害等の影響の少ない場所で、耐震性に優れ非常時にも行政機能が保持できる施設にする必要がある。また、地球温暖化による集中豪雨の増加や台風の大型化など、これからの100年は、いままでに経験したことの無い自然災害の発生も懸念されており、対策本部としての機能が十分に発揮できる施設整備と場所の選定が必要とされる。

(5) 情報化に対応できる施設

ITを取り巻く環境はここ数年でめざましい変化と発展をした。現在、電子自治体の概念は第二段階へと更なる進化を新たな目標としている。このような中、行政内部における情報化は、オンライン化、ネットワークを通じた地域住民への行政サービスの提供、各種情報発信機能の充実、ユビキタス社会への対応等、さらなる進化を求められている。

このような、情報化の進化に柔軟に対応可能な施設とする一方、個人情報保護等セキュリティの面でも配慮された施設とすることが必要とされている。また、電算化されたシステムは非常時の電源確保が必要不可欠なものとなる。

(6) 環境配慮型庁舎(グリーン庁舎*)への対応

地球温暖化や環境破壊が問題となっている今日、環境省では、地球温暖化による部門別の影響及びその適応策として、「適応策の実現可能性が高く、適応策の実施による効果が高いもの。」として建築物をあげているように、計画、建築から運用、廃棄までのライフサイクルを通して、環境負荷を少なく環境保全対策の規範となる施設の整備をめざす必要がある。また、国土交通省の官庁施設の環境保全性に関する基準(平成17年4月1日から適用)においては、自然エネルギーの利用として自然通風の活用、自然光の活用などがあり、周辺の環境保全基準としては、必要最小限の地形改変とうたわれている。

.....
* 地球温暖化 : 人間活動の拡大により二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。

* ユビキタス社会 : 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

* グリーン庁舎 : 環境負荷に配慮した官公庁施設。

(7) 経済性・耐久性に配慮した施設づくりと維持管理の実践

庁舎の建設費のみならず、ライフサイクルコストを含めた経済性に配慮し、各分野において決して過剰な投資とならないよう、長期間にわたり庁舎としての基本性能を維持していくことを前提とした、耐久性のある施設づくりを行う。また、基本性能を満たしながら、経済性・耐久性のある施設を適切に維持管理していくための庁舎管理のあり方についても留意する。

(8) デザイン性やコンセプトについて

庁舎は、市民のみならず内外にわたり、市のランドマークとしての印象を与えるものであり、単なる建築物ではなく、人の心に残る感性的な要素やメッセージ性も必要な要素となってくる。田園都市における景観への配慮や環境へ配慮など、機能的な要素の追及により、すぐれたデザイン性や明確なコンセプトを構築することが必要である。

4 . 新庁舎の規模

1) 規模算定の前提条件

新庁舎の規模については将来の動向及び都市発展の可能性を考慮し , 次のように設定することにする。

(1) 想定年次

新たに建設する庁舎は , 今後長期にわたり使用することになるが , 人口や政策などによって職員数の変動が考えられ , 人口や職員数を算定する基準点を特定することが非常に難しいと考える。しかし現庁舎の耐震性危惧の解消や災害時中枢機能の確保などの視点から新庁舎完成を約 5 年後に想定し , 想定人口及び想定職員数を平成27年 (2015年) を基準として庁舎面積を算定する。

(2) 将来の人口と将来職員数の推計

稲敷市合併時における市の総職員数は525人。平成19年現在の総職員数は485人 (庁舎勤務職員数349人) であるが , 稲敷市総合計画基礎資料の将来人口推計によると , 今後人口減少傾向が進むと予想されており , これらを考慮し平成27年の総職員数を424人 (庁舎勤務職員数312人) と想定する。

(3) 議員数

市議会の議員数は「稲敷市議会議員の定数を定める条例」に定める 2 2 人とする。

(4) 行政組織

新庁舎への配置が望まれる組織構成は現状どおりとして , 将来人口に対応する新庁舎の行政組織は , 部数 : 7 部 , 課数 : 2 8 課と想定する。

(5) 新庁舎の機能構成

新庁舎は行政業務の場であるとともに市民交流の場としての役割を期待し , 行政事務所として当然必要である基本機能 (執務機能 , 議会機能) , 支援機能 (管理機能 , 共用機能) の他に , 特別機能 (対外機能 , 市民開放機能 , 市行政関連業務機能) により構成することとする。

2) 新庁舎規模の算定

(1) 庁舎規模算定について

庁舎規模を算定する方法として、以下の方法がある。

総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定方法

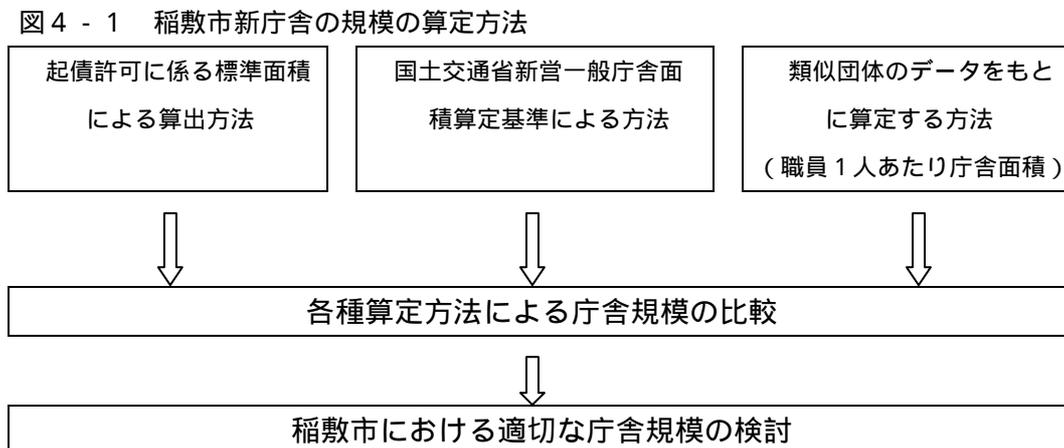
前述の新庁舎勤務職員数を基に、庁舎必要面積算定で一般的に用いられている総務省「起債事業費算定基準」を参考にし、他市事例との比較検討により、新庁舎に必要な延床面積を算定する。

起債事業費算定基準とは庁舎面積の最小限の規模を想定し、必要面積のうち起債の対象となる面積を示したもので、市民関連機能等を含んでおらず、また、OA化、ユニバーサルデザイン等への対応は考慮されていないことから、実情にあった規模に調整して最終的な必要面積を算定する。

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定方法

前述の新庁舎勤務職員数を基に、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に準じて、各諸室の基準面積を算定する。

他団体のデータに基づく算定方法（職員1人当たり庁舎面積）



総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定

下表に総務省「起債事業費算定基準」と、この基準に基づいた算定結果を示す。

前述のように基準には市民開放関連施設が含まれていないため、基準から算出された庁舎面積の10%を市民ギャラリーなど市民開放施設として算入する。その結果、新庁舎延床面積は8,100㎡程度に設定することができる。

表4-1 総務省「起債事業費算定基準」

室名		面積基準					
事務室		常勤職員数 × 換算率 × 4.5 m ²					
換算率表	区分	特別職・ 三役	部長・ 次長級	課長級	補佐・ 係長級	一般職	計
	計画職員数（平成27年）	3	11	26	119	153	312
	換算率	12	2.5	2.5	1.8	1	-
	換算職員数 （職員1人当面積）	36.0 (54.0)	27.5 (11.25)	65.0 (11.25)	214.2 (8.1)	153.0 (4.5)	495.7 -
倉庫		事務面積 × 13%					
会議室等	会議室・電話交換室・便所・洗面所他	常勤職員数 × 7.0 m ² （最小面積 350 m ² ）					
玄関等	玄関・広間・廊下・階段・その他	上記各室面積合計 × 40%					
議事堂	議場・委員会室・議員控室等	議員定数 × 35.0 m ²					
車庫	地上部	自動車台数 × 25.0 m ²					
	地下車庫	自動車台数 × 50.0 m ²					

表4-2 新庁舎の面積算定

室名	面積算定	算定基準
事務室	2,230.65	常勤職員数 × 換算率 × 4.5m ²
倉庫	289.98	事務室面積 × 13%
会議室等（会議室・電話交換室・便所・洗面所他）	2,184.00	常勤職員数 × 7.0m ²
玄関等（玄関・広間・廊下・階段・その他）	1,881.85	上記各室面積合計 × 40%
議事堂（議場・委員会室・議員控室等）	770.00	議員定数(22名) × 35.0m ²
小計	7,356.49	
市民開放関連	735.65	小計 × 10%
庁舎延床面積	8,092.14	

* 職員1人当り面積 8092.14 m² ÷ 312 人 = 25.94 m² / 人

公用車車庫	2,500.00	自動車台数（100台） × 25.0m ²
-------	----------	----------------------------------

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定

下表に国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」と、この基準に基づいた算定結果を示す。

国土交通省基準を市庁舎に適用するにあたり、地方小官署の換算率がほぼ起債申請基準と同じなので起債申請換算職員数を適用する。

固有業務室中、議会関係は総務省起債基準を適用する。

表4 - 3 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

室名		面積基準					
(ア) 執務面積							
事務室		常勤職員数 × 換算率 × 4.0 m ² × 補正率1.1					
換算率表	区分	特別職・ 三役	部長・ 次長級	課長級	補佐・ 係長級	一般職	計
	計画職員数(平成27年)	3	11	26	119	153	312
	換算率	12	2.5	2.5	1.8	1	-
	換算職員数 (職員1人当面積(補正率1.1))	36.0 (52.8)	27.5 (11.0)	65.0 (11.0)	214.2 (7.92)	153.0 (4.4)	495.7 -
(イ) 付属面積							
会議室	大会議室・中会議室・小会議室	職員100人当40m ² 、10人増毎に4.0m ² 増 × 補正率1.1					
電話交換室	休憩室・電池室・その他所要付属室	換算人数400～600人の場合：40m ²					
倉庫		事務面積(補正前) × 13%					
宿直室	含押入れ、踏込等	1人10m ² 、1人増毎に3.3m ² 増					
庁務員室	含押入れ、踏込等	1人10m ² 、1人増毎に1.65m ² 増					
湯沸室		6.5m ² (2坪)～13.0m ² (4坪)					
受付		1.65m ² × (人数 × 1.3)、最小6.5m ²					
便所・洗面所		全職員数が150人以上：1人当0.32m ²					
医務室		全職員数が300～350人：85m ²					
売店		全職員数が150人以上：1人当0.085m ²					
食堂・喫茶室		全職員数が300～350人：140m ²					
理髪室		全職員数が290～530人：30m ²					

表4 - 3 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

(ウ) 固有業務室		
業務支援機能	入札室・相談室・印刷室・ 監査委員室	
議会機能	議場・委員会室・議員控室等	議員定数 × 35.0 m ²
窓口機能	資料室, 市民ロビー	
防災機能	防災対策室	
保管機能	書庫・備品庫	
福利厚生機能	休憩談話室・休養室・更衣室	
その他	記者室・電算室	
(エ) 設備関係面積		
機械室		有効面積(ア～イ) 5,000～10,000m ² : 831m ²
電気室		有効面積(ア～イ) 5,000～10,000m ² : 131m ²
自家発電室		有効面積(ア～イ) 5,000～10,000m ² : 29m ²
(オ) 交通部分		上記ア～エの面積計 × 35% (事務室・会議室は補正前)

表 4 - 4 新庁舎の面積算定

室名	面積算定	算定基準
(ア) 執務面積	2,181.08	
事務室	2,181.08	常勤職員数 × 換算率 × 4.0㎡ × 補正率1.1
(イ) 付属面積	876.67	
会議室	136.40	職員100人当40㎡, 10人増毎に4.0㎡増 × 補正率1.1
電話交換室	40.00	換算人数400 ~ 600人の場合: 40㎡
倉庫	257.76	事務面積(補正前) × 13%
宿直室	13.30	1人10㎡, 1人増毎に3.3㎡増
庁務員室	11.65	1人10㎡, 1人増毎に1.65㎡増
湯沸室	29.70	6.5㎡(2坪) ~ 13.0㎡(4坪) / 各階
受付	6.50	1.65㎡ × (人数 × 1.3), 最小6.5㎡
便所・洗面所	99.84	全職員数が150人以上: 1人当0.32㎡
医務室	85.00	全職員数が300 ~ 350人: 85㎡
売店(ATMコーナー, 自販機コーナー)	26.52	全職員数が150人以上: 1人当0.085㎡
ラウンジ	170.00	140.00㎡ + 30.00㎡
(ウ) 固有業務室	2,770.00	
業務支援機能	300.00	入札室100㎡, 相談室100㎡, 印刷室50㎡, 監査委員室50㎡
議会機能	770.00	議員定数(22名) × 35㎡
窓口機能	450.00	資料室150㎡, 市民ロビー300㎡
防災機能	100.00	防災対策室
保管機能	400.00	書庫・保管庫
福利厚生機能	350.00	休憩談話室100㎡, 休養室100㎡, 更衣室150㎡
その他	400.00	記者室50㎡, 電算室350㎡
(エ) 設備関係面積	991.00	
機械室	831.00	有効面積(ア~イ) 5,000 ~ 10,000㎡: 831㎡
電気室	131.00	有効面積(ア~イ) 5,000 ~ 10,000㎡: 131㎡
自家発電室	29.00	有効面積(ア~イ) 5,000 ~ 10,000㎡: 29㎡
(オ) 交通部分	2,312.83	上記ア~エの面積計 × 35% (事務室・会議室は補正前)
庁舎延床面積	9,131.58	
* 職員 1 人当り面積 9,131.58 m ² ÷ 312 人 = 29.27 m ² / 人		
公用車庫	1,800.00	自動車台数(100台) × 18.0㎡

他団体のデータに基づく算定方法（職員 1 人当たり庁舎面積）

近年の組織の多様化，IT化に対応した事務室面積を検討するために，近年建設された他団体の事例を参考に新庁舎面積を算定する。

近年建設された他の自治体の庁舎規模事例によると，下表に示すように職員 1 人当りの庁舎面積は平均で 36 m²程度となっている。総務省起債基準から算出された職員 1 人当りの面積（25.94 m²）と比較するとおよそ 38%程度大きな値となっている。これは前述のように事務室のOA化やユニバーサルデザインを考慮し，また，各自治体の実情を加味した結果，設定された数値と判断される。稲敷市においても，実情にあった規模で計画することが必要であると考えられる。

表 4 - 5 他の自治体の庁舎規模

市名	想定人口	延床面積	庁内 職員数	職員 1 人当 り面積	人口千人当り 床面積	駐車台数	竣工
高崎市	307,000	44,774	1425	31.42	145.84	528	1998
太田市	175,000	28,785	865	33.28	164.49	216	1998
鈴鹿市	210,000	26,726	864	30.93	127.27	406	2006
綾瀬市	112,000	22,461	556	40.40	200.54	227	1996
東久留米市	134,000	20,129	483	41.67	150.22	140	1996
昭島市	130,000	16,998	600	28.33	140.75	185	1997
掛川市	84,000	16,135	320	50.42	192.08	261	1996
糸満市	70,000	15,434	501	30.81	220.49	247	2002
あきる野市	86,100	14,070	400	35.18	163.41	235	2001
岩倉市	53,000	9,143	234	39.07	172.51	100	2002
平均				36.15	166.76		

図 4 - 2 他自治体事例を参考にした場合の稲敷市の新庁舎の面積

稲敷市の職員数 312 人	×	他自治体事例の 職員 1 人当面積 36.15 m ² /人	=	11,278.80 m ²
------------------	---	---	---	--------------------------

(2) 庁舎面積適正規模のまとめ

総務省「起債事業費算定基準」に基づく算定方法
起債事業費算定基準による庁舎面積は8,092.14 m²となる。

国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に基づく算定方法
新営一般庁舎面積算定基準による庁舎面積に議会機能等固有業務室(算定式に含まれないため別途加算)を加えると9,131.58m²となる。

他団体のデータに基づく算定方法(職員1人当たり庁舎面積)
他団体のデータをもとに、職員1人当たりの平均的な庁舎面積を36.15m²とすると庁舎面積は11,278.80m²となる。

以上の算定比較により、庁舎面積は(最小)8,100 m²~(最大)11,300 m²の中間値である9,700 m²程度を適正規模とする(自動車車庫等は除く)、職員1人当たりの庁舎面積を31.09 m²と想定する。

尚、庁舎面積適正規模について上記数値は概算であり、今後基本計画では各室の必要面積を検証しそれを積み上げ、全体面積を算出するものとする。

(3) 新庁舎敷地規模の算定

新庁舎の敷地規模については、稲敷市の景観等を踏まえ、低層の庁舎が妥当と思われる。ユニバーサルデザインの観点からも低層にすることで市民や職員にとって利用しやすい施設にすることが出来る。また、建築計画的にも階数を少なくすることで、階段室やELV、設備スペースを削減することができ、効率のよい平面計画を実現することができる。よって新庁舎は地上3階建ての鉄筋コンクリート造と仮定し、建築面積を3,250㎡として設定する。

また、駐車場は来庁者用150台、職員および議員用350台、計500台収容の屋外駐車場を確保し、公用車用駐車場を100台分整備する。

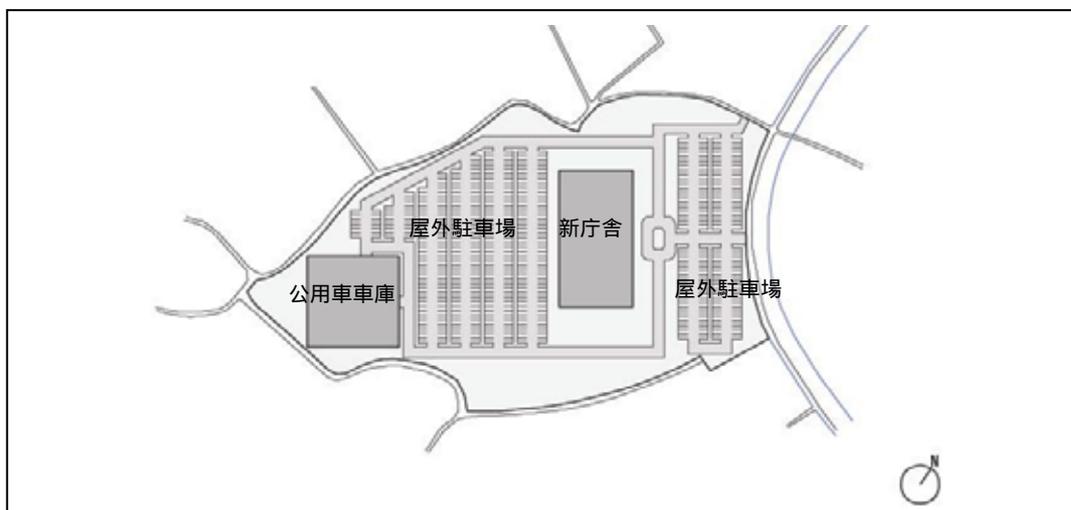
上記を条件として算定した新庁舎の敷地規模は、下記に示すように整形敷地の場合、少なくとも20,000㎡が必要である。

ただし、一般的に計画地は整形でなく、下図に示すように不整形な土地が多く、複雑な土地形状に合わせて施設配置を計画する場合、余剰面積を見込む必要がある。また、土地の改変など開発行為が伴う場合には調整池の確保等更なる土地面積を要する。そのため概算事業費及び新庁舎の建設位置の検討にあたっては、敷地規模30,000㎡を採用する。

表4-6 敷地規模の算定（整形敷地の場合の、最小規模を示す）

項目	算定基準	面積(㎡)
新庁舎建築面積	3層程度の建物と想定	3,250
公用車駐車場建築面積	台数×25.0㎡	2,500
駐車場面積	台数×25.0㎡	12,500
外構・緑地等	敷地全体の8%程度	1,750
合計		20,000

図4-4 敷地面積30,000㎡の土地利用計画の例



3) 概算事業費の試算

前項で検討した施設規模に基づき、概算事業費を試算する。

(1) 用地の取得費について

新庁舎の建設地は市有地を含む公有地の活用が望ましいが、事業費の算定においては、財政的負担が大きい民有地の取得を想定し、金額を算定する。

下記に示す用地取得単価は近年の開発事業土地取得費からの参考数値である。このうち地目「畑」が最も高く設定されているため、事業費算定にあたっては「畑」の単価を採用し、用地取得費を3億7千5百万円と設定する。

表4-7 用地取得費の検討

項目	算定基準	取得費(千円)
田	9,000円/m ² × 30,000m ²	270,000
山林	10,000円/m ² × 30,000m ²	300,000
畑	12,500円/m ² × 30,000m ²	375,000

(2) 新庁舎建設の事業費算定

新庁舎、駐車場、外構の整備を想定した結果、建設工事費は約46億円と推計され、その内訳は以下のとおりである。

表4-8 概算事業費(設計業務概算を除く)

概要	建設費概要		
	規模・数量	単価	計
用地取得費	30,000m ²	12,500円/m ²	375,000,000円
建設 工事 費 概 算	庁舎延床面積	9,700.0m ²	3,880,000,000円
	公用車庫	2,500.0m ²	400,000,000円
	屋外駐車場	12,500.0m ²	312,500,000円
	外構・緑地	1,750.0m ²	52,500,000円
	工事費計		4,645,000,000円
小計			5,020,000,000円
合計(消費税含)			5,271,000,000円

4) 新庁舎建設を含めた今後の財政状況

合併特例債を活用して庁舎を建設する場合、年間の返済額は概ね1億6千万円となる。新庁舎を建設した場合、1年間で以下の経費が削減できると推計される。

維持管理費の削減額 約3,300万円

9,500万円(4庁舎の維持管理費の合計:平成18年度実績) - 6,200万円(新庁舎の維持管理費の想定)

大規模修繕費 約1億2,800万円

19億2,000万円÷15年間(現庁舎は、老朽化が進んでおり、今後使い続けていくためには、耐震改修や大規模な改修が必要となる。)

庁舎間の移動経費 約1,600万円

公用車維持管理費(車両代含む)700万円+庁舎間移動にかかる人件費900万円

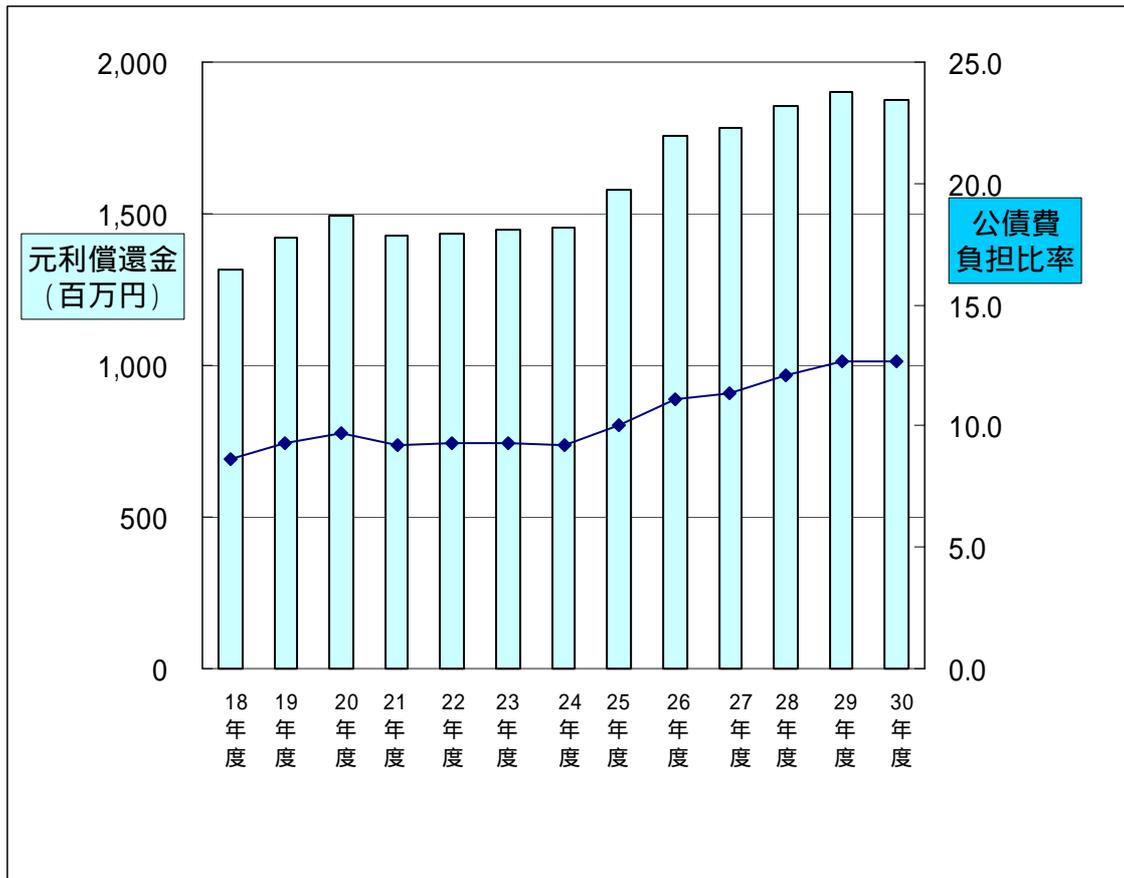
これらを比較すると、経費の削減額は返済額を上回り、さらに、合併特例債の元利償還金には交付税措置(元利償還金の70%)があるため、特例債の活用は財政面で有利となる。

自治体の借金である市債の状況を把握するための指標として、公債費負担比率が用いられる。公債費負担比率は市債の元利償還に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標であり、財政構造の弾力性を判断するものである。一般的に15%以上で警戒ライン、20%以上で危険ラインとされている。

稲敷市の場合、新庁舎建設による市債約20億円を含め、公債費負担比率を推計すると次表のようになる。償還額のピークは平成29年度となるが、合併特例による交付税の削減額を考慮しても、警戒ラインである15%以下を推移するものと予想され、適正な水準となっている。

-
- * 合併特例債 : 合併市町村がまちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債(借金)。合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や合併に伴い必要となる事業に係る経費の95%まで借り入れすることができ、返済額の70%が国からの普通交付税措置される。
 - * 公債費負担比率 : 地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金(公債費)に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。

表 4 - 9 元利償還金と公債費負担比率の今後の推移



5 . 新庁舎の建設位置

1) 立地場所の考え方

新庁舎の建設位置については、前掲「新庁舎の必要性」で示したように、庁舎の位置はなるべく分かりやすい位置にあることが望ましいと考える。また、法的な規制を受ける場所をなるべく避けることが好ましい。

敷地選定にあたっては、様々な条件に照らし合わせて選定することが大切になるが、以下の7つの項目については特に慎重な検討が必要と考える。

- 市の地理的中心性
- 市の人口的中心性
- 幹線道路との関係
- 圏央道との関係
- 市街地形成など将来の発展性
- 優良な地盤
- 他の施設との連携

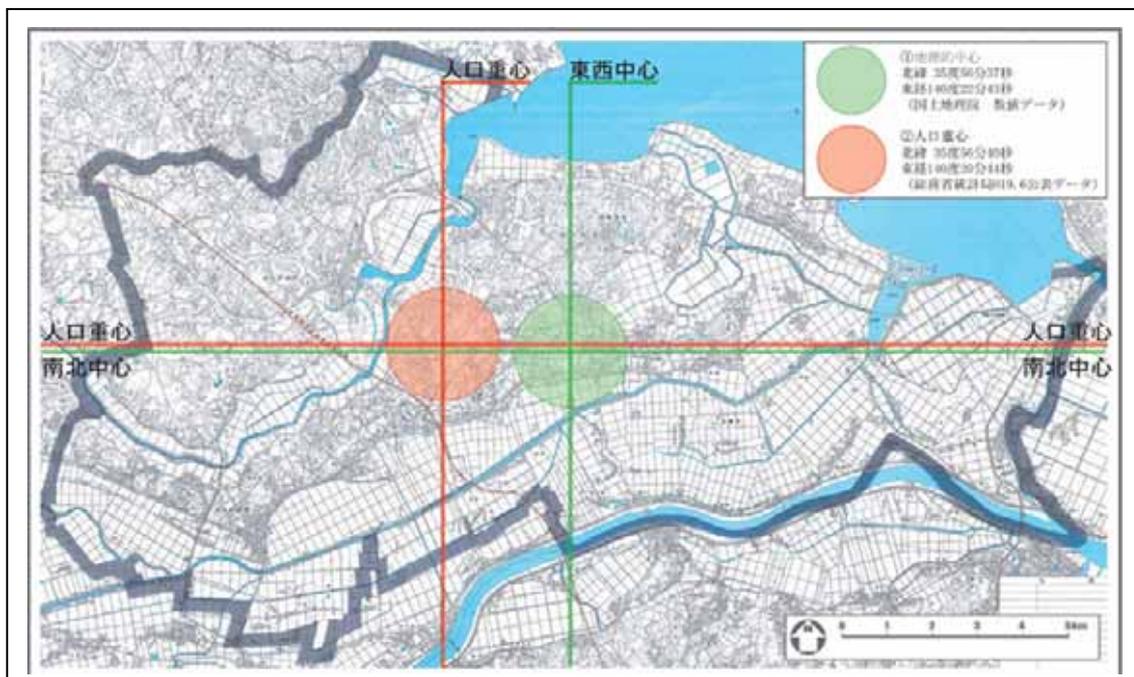
上記のうち、市民の利便性を考えた場合、市域全体からのアクセスを重視した地理的中心性を選択するのか、またはなるべく多くの市民の利便性を考慮した人口的中心性を選択するのかについては、他の要素を交えて総合的な判断が必要とされる。ただしアクセスの容易さを考えた場合、幹線道路や圏央道インターチェンジとの関係は重要な判断材料としてあげられ、また、新庁舎そのものの機能を考えた場合には、低地より高台、さらには優良な地盤での敷地選定が望ましく、防災拠点としての安全性だけでなく、建設費への影響も十分考慮すべき内容と考える。

(1) 市の地理的中心と人口重心

図5 - 1に示すように、稲敷市の地理的中心は4つの現庁舎からもほぼ等距離にある幸田地区付近にあり、また、人口重心は高田地区付近に設定される。稲敷市における人口集中地区は市域西側に多く存在しているため、地理的中心と人口重心は異なった位置に設定される。

市民の利便性を考慮した場合、なるべく多くの市民の利便性を考えるのであれば、人口重心が優先されてくるが、アクセスの容易さにおいて次項に挙げる「道路ネットワークの中心」を考慮することで市域全体の利便性が向上することになる。

図5 - 1 稲敷市における地理的中心と人口重心



(2) 道路ネットワークの中心

稲敷市は東西に3つの幹線が走っており、北には県道206号線、中央に国道125号線および県道5号線、南には利根川沿いに県道11号線が位置する。また、南北には市域西側に千葉県と牛久方面を結ぶ国道408号線、また、江戸崎を貫ける県道103号線、そして千葉県神崎町から土浦方面に貫ける県道107号線および国道125号線があり、市域東側には千葉県香取市から潮来方面を結ぶ国道51号線が走っている。

また、常磐自動車道からは、現在、圏央道が阿見町まで延びており、将来、江戸崎から浦向・清水付近を通り、千葉県側に貫け、東関東自動車道への接続が予定されている。

また、圏央道の整備については、市内に2ヶ所のインターチェンジが設置される予定で、ひとつは江戸崎に隣接した沼田付近、もうひとつは浦向・清水付近に計画されている。

以上をまとめたものを表現する。図5-3に示すように市内の幹線道路(沿道範囲を含む)の東西軸と南北軸に囲まれる地域は市域西側を中心に発達しており、更に幹線道路が集中するのは市域北西部、江戸崎地区が交通の要所として位置づけることができる。

図5-2 稲敷市の交通体系

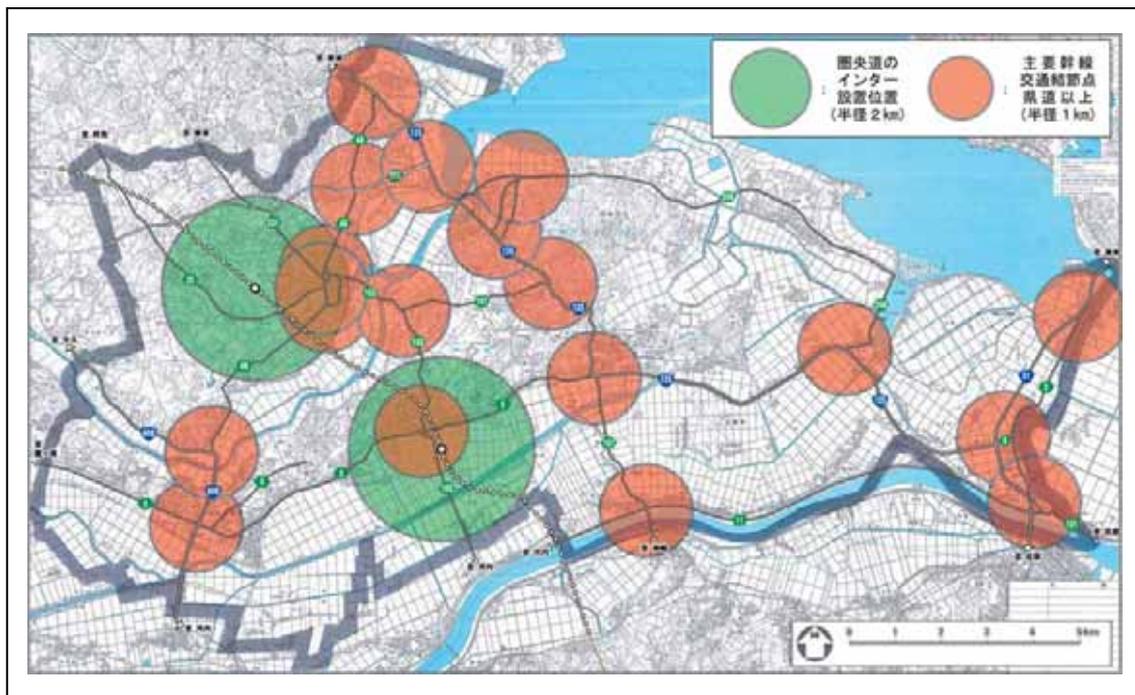


図5 - 3 道路ネットワークの中心

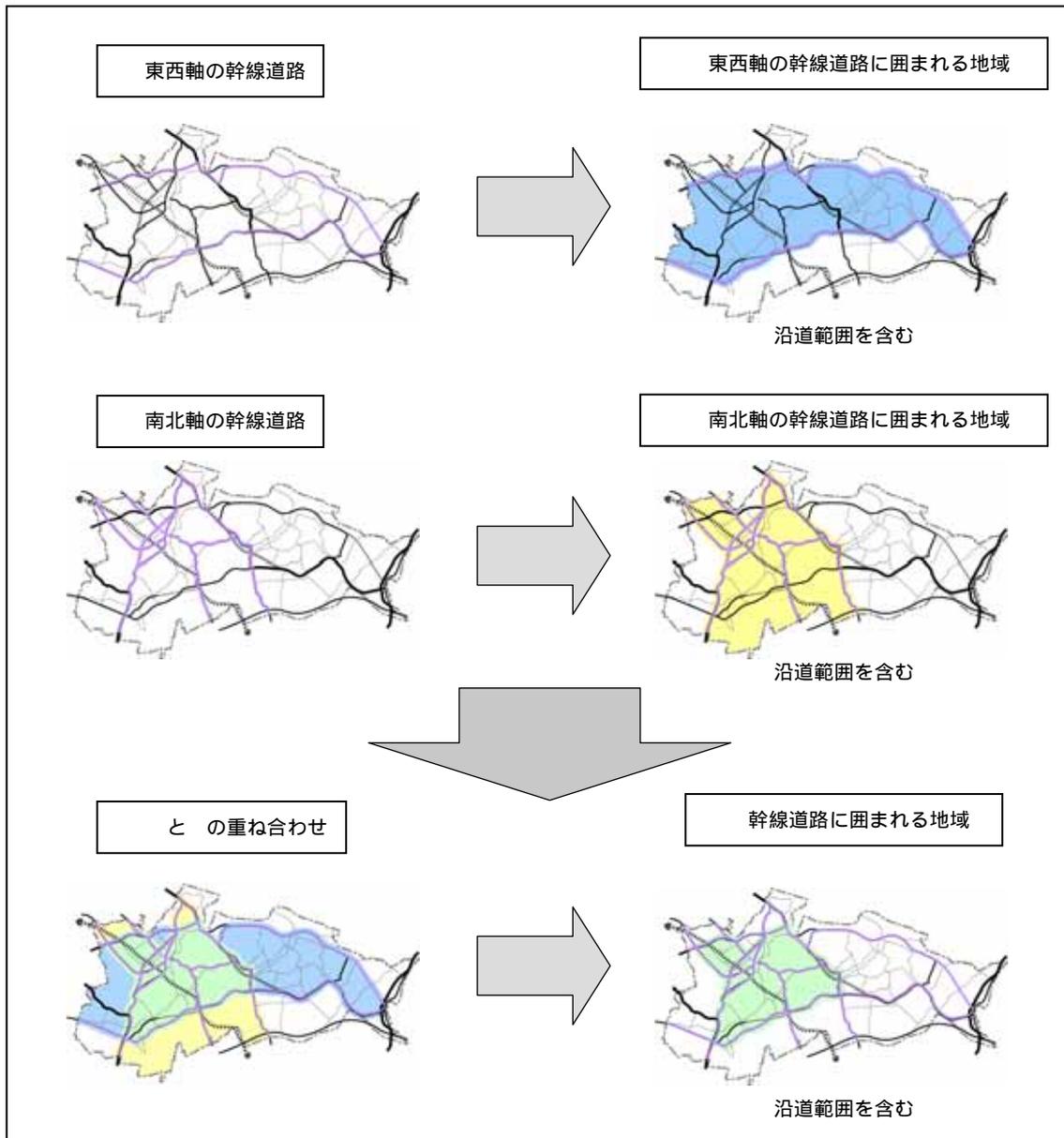
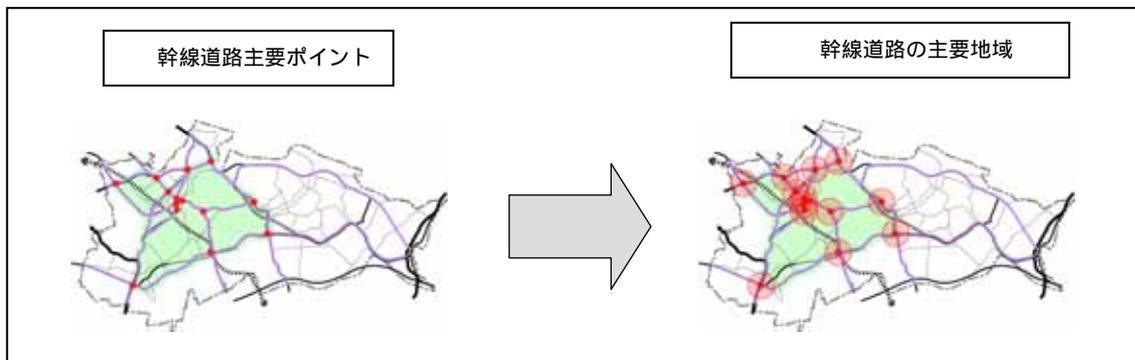


図5 - 4 幹線道路の主要地域



(3) 将来の発展性と地形

稲敷市はその周囲の半分近くを水に囲まれており、利根川流域、霞ヶ浦畔、そして小野川流域には広大な田園地帯が広がっている。この田園地帯のほとんどは、農業振興地域に指定されている。

ここで農振地域とは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、県が基本方針を策定、市町村がこれに基づき「農業振興地域整備計画」を策定する。農振地域に指定された農地は農業近代化施設の整備等を行い、優良農地の確保と有効利用を目指す。当該地域内においては原則として農地転用を禁止し、農地の保全を行っているものである。また、農業振興地域から除外するためには、次の4つの要件をすべて満たす必要がある。

農地以外の土地にすることが必要かつ適当、農用地以外に代替する土地がないこと
農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の総合的かつ効率的な利用に支障がないこと

土地改良施設の機能に支障がないこと

農業生産基盤整備が完了後8年を経過していること

このように農振地域からの除外は、法的にクリアすべき項目が多く、新庁舎建設には適していない。従って建設位置は田園地帯を除く丘陵地を中心に検討する必要がある。

丘陵地は地震等の災害を考慮した場合、地盤も安定しており、防災拠点として機能する市庁舎の立地に適した条件であると考ええる。

また、新庁舎建設後、周囲には庁舎機能に付随する企業や団体、さらには商業施設、住宅等が立地してくる可能性がある。新庁舎の位置は庁舎建設用地単独ではなく、周囲を含めた将来の発展性を見据えながら検討しなければならないと考える。

図 5 - 5 稲敷市の法規制

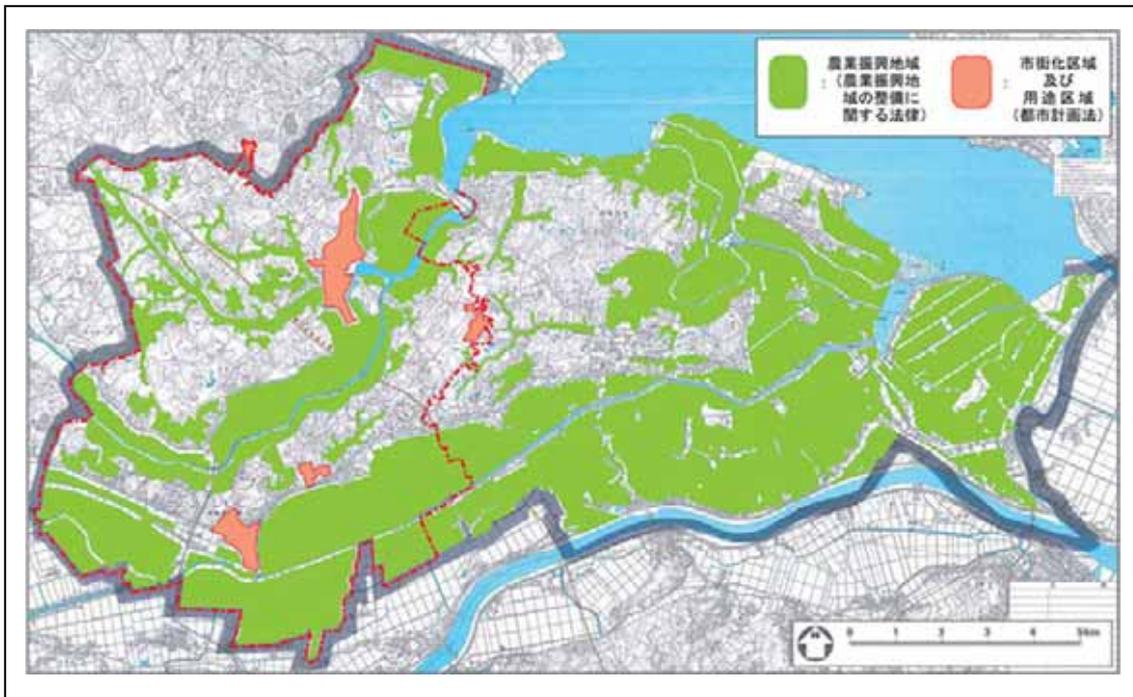


図 5 - 6 稲敷市の地形・地盤

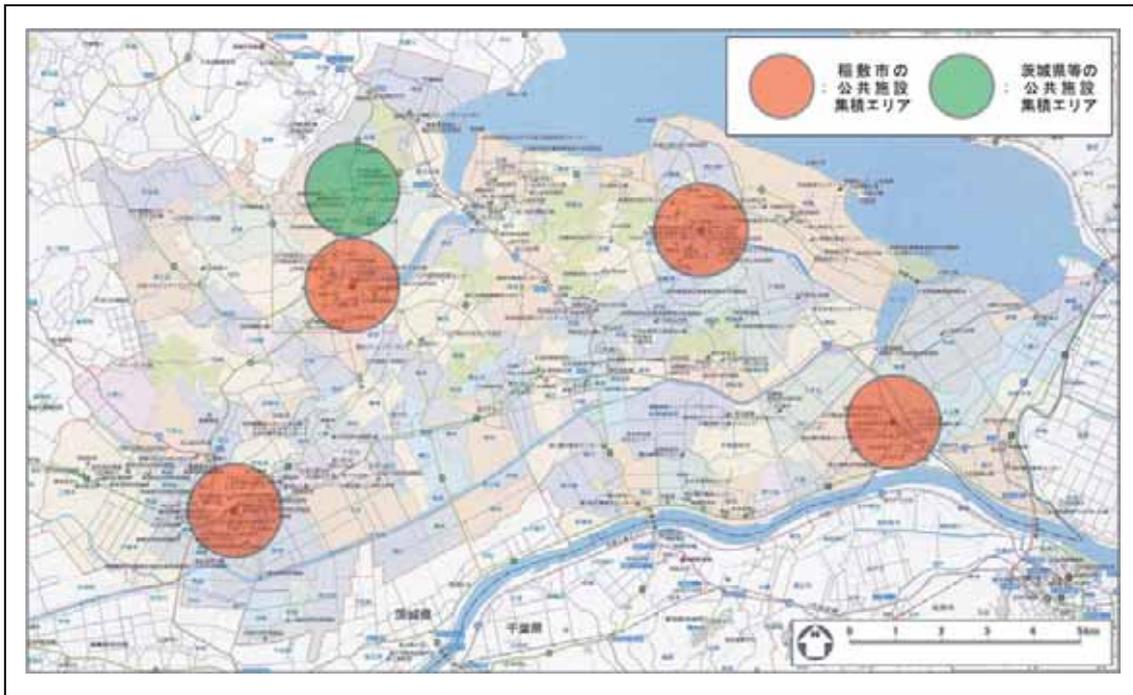


(4) 他の施設との連携

稲敷市の公共施設は4つの現庁舎を中心に、合併前の旧町村の公共施設を受け継ぐ形で分布している。また、市内各所、各集落に近接して公民館などが立地している。

茨城県合同庁舎、土地改良事務所、養豚研究所などの県の公共施設、加えて金融機関、商工会本部などの稲敷市の経済的中心施設が江戸崎地区に集中しており、新庁舎と他の公共施設との連携を考慮した場合、江戸崎地区における立地が理想的と考えられる。

図5-7 稲敷市の公共施設の分布



2) 新庁舎位置のあり方

新庁舎の位置については、行政業務の効率化や市民の利便性はもとより、稲敷が目指す将来像の実現に寄与する「まちづくりの拠点」としての役割を期待し、稲敷市のさらなる発展の基盤となる位置であることが求められる。

以上から新庁舎位置のあり方として、次の4つの要素が考えられる。

・まちづくり

都市基盤の整備はもとより、庁舎周辺地域の活性化や、都市景観や環境を考慮したまちづくりの拠点としてふさわしい位置に立地することが望ましい。また、市庁舎という性格上、稲敷市の目標とする将来像の実現に寄与するため、稲敷市総合計画などと整合する位置が望ましい。

・利便性

来庁者にとっての交通利便はもとより、行政サービスと市民ニーズとの整合性、行政業務の効率化・集約などを考慮して総合的に利便性の高い位置が望ましい。

・防災拠点としての安全性

地域防災の拠点施設として、類焼からの安全性、災害復旧時の対応、他公共機関との連携はもとより、優良な地盤の位置に立地することが望ましい。

・実現性と経済性

早急に行政運営のスリム化・効率化を図るため、用地取得の確実性が高く、早い時期に建設することが可能な場所であると同時に、コストパフォーマンスの高い事業を進めることが可能な場所であることが望ましい。

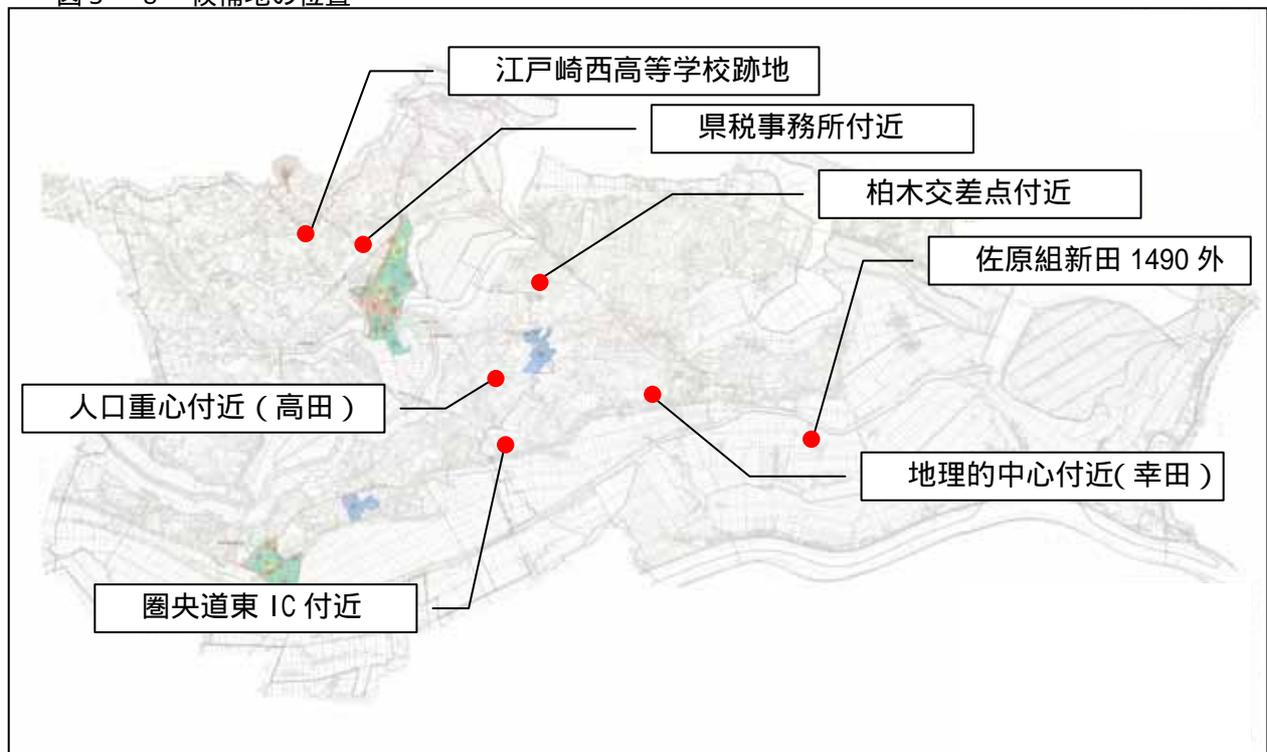
3) 候補地の選定

候補地の選定にあたっては、前節までの考え方を前提にしながら、以下の7ヶ所を新庁舎建設候補地として抽出を行った。

表5 - 1 新庁舎建設候補地

候補地	抽出理由
江戸崎西高等学校跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30,000㎡以上の市有地または県有地 ・ 道路ネットワークの中心付近（稲敷市北西部） ・ 圏央道IC（江戸崎）付近
県税事務所付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30,000㎡以上の市有地または県有地 ・ 道路ネットワークの中心付近（稲敷市北西部） ・ 圏央道 IC（江戸崎）付近
柏木交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東西軸幹線道路と南北幹線道路の交差点付近（将来の発展性） （道路マスタープランの想定道路と国道125号線の交差点付近）
圏央道東IC付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏央道 IC（東）付近
佐原組新田1490外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30,000㎡以上の市有地または県有地
人口重心付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の重心（H17 総務省国勢調査データより）
地理的中心付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的中心（国土地理院数値データより）

図5 - 8 候補地の位置



4) 各候補地の特性

前節で示した「新庁舎位置のあり方」をもとに位置選定の視点を整理し、その視点による土地の評価基準を挙げる。下記の評価基準により各候補地の立地特性をまとめる。

・まちづくり

- (1)都市基盤整備……………新庁舎建設によって地域の活性化に繋がる可能性
- (2)都市景観……………緑地・景観：緑地を有し良好な都市景観の創造
環境保全：継続的な環境維持の懸念材料
- (3)環境への配慮……………ライフサイクルコストの考慮
- (4)稲敷市総合計画……………関連計画との整合性

・利便性

- (1)市民窓口サービス……………現窓口の利用率との整合性（人口重心，地理的中心）
- (2)他施設との複合サービス…官公庁施設の集約性
- (3)交通体系……………公共交通：バス路線の数・路線網の集積性
自動車交通：幹線道路との繋がり
自転車・徒歩：既存市街地との関係

・防災拠点としての安全性

- (1)類焼からの安全性……………類焼の危険度（緑地等の緩衝帯）
- (2)地盤……………地質：災害時の液状化現象の有無
地盤の高さ：水害の有無

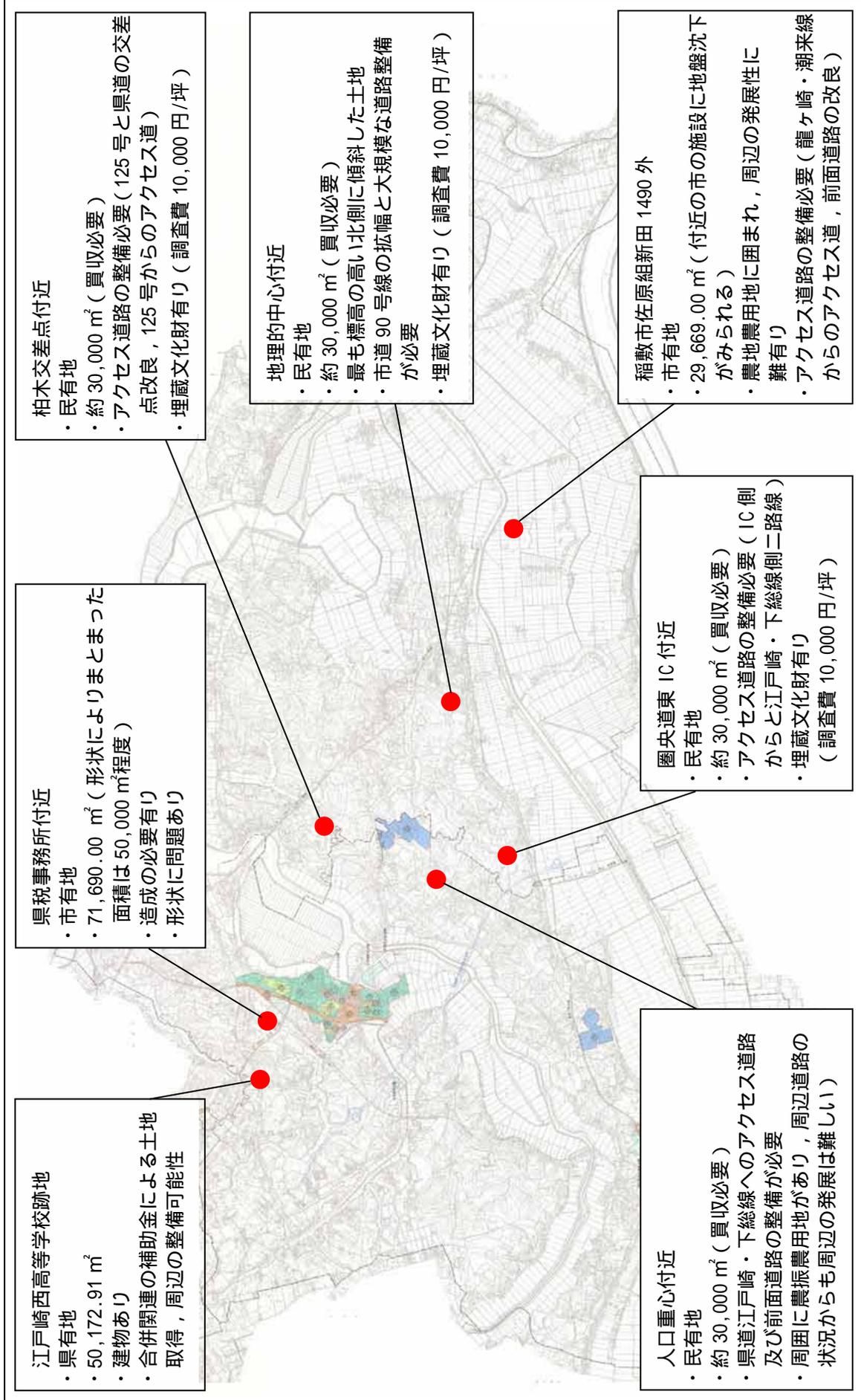
・実現性と経済性

- (1)用地……………取得の確実性
敷地の形態，規模の柔軟性
取得コスト
- (2)建設事業……………建設計画の柔軟性
工期：工期短縮が図れる（基礎及び造成）
工事期間中の対応：騒音や交通安全対策
建設コスト：基礎工事・造成工事等

表 5 - 2 新庁舎建設候補地の特性

候補地	特 性
江戸崎西高等学校跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸崎中心部に近接する約50,000㎡の県有地 ・ 計画されている圏央道 I C からのアクセスが容易 ・ 計画地周囲の整備も可能
県税事務所付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸崎中心部に近接する約 70,000 ㎡の市有地 ・ 高台から低地に至るゆるい斜面で、新庁舎建設には造成が必要 ・ 前面道路は幹線道路から分岐した生活道路で、分かりづらい位置にあり、拡幅工事が必要 ・ 計画地周囲の整備も可能
柏木交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路マスタープランの想定道路と国道 125 号線の交差点付近 ・ 市の地理的中心から北側に近接した約 30,000 ㎡の民有地、買収が必要 ・ T 字路の交差点改良とアクセス道路の整備が必要 ・ 埋蔵文化財があり事前調査が必要
圏央道東 I C 付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の地理的中心から西側に近接した約 30,000 ㎡の民有地、買収が必要 ・ 幹線道路に隣接していないため、県道 5 号線から、および計画されている圏央道 I C からのアクセス道路の整備が必要 ・ 埋蔵文化財があり事前調査が必要
佐原組新田1490外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の東側、低地に位置する約 30,000 ㎡の市有地 ・ 隣接地には生涯学習センター、保健センター、市営グラウンドなど市の公共施設が位置する ・ 農振農用地に囲まれ、周辺の発展は難しく、また、隣接の公共施設には地盤沈下がみられる ・ 国道 125 号線からのアクセス道路、前面道路の整備が必要
人口重心付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口重心に位置する約 30,000 ㎡の民有地、買収が必要 ・ 県道江戸崎、下総線へのアクセス道路、及び前面道路の整備が必要 ・ 近隣に一団の農地や農振農用地があり、周辺道路の状況からも周辺の発展は難しい
地理的中心付近	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的中心に位置する約 30,000 ㎡の民有地、買収が必要 ・ 最も標高の高い北側に傾斜した土地 ・ 市道の拡幅工事が必要 ・ 埋蔵文化財があり事前調査が必要

図5 - 9 候補地の位置と特性



5) 候補地の比較検討

. まちづくり

表 5 - 3 各候補地の比較

= 3 点, = 2 点, = 1 点, × = 0 点

位置選定の視点		犬塚 1570 外 (江戸崎西 高等学校 跡地)	江戸崎甲 1108-1 外 (県税事務 所付近)	堀之内 (柏木交差 点付近)	新畑 (圏央道東 IC 付近)	佐原組新田 1490 外	高田 (人口重心 付近)	幸田 (地理的 中心付近)
都市基盤 整備	都市基盤の 整備状況			×	×		×	×
	周辺地域の 発展性				×	×	×	×
都市景観	緑地							
	環境保全						×	×
環境への 配慮	ライフサイ クルコスト	×	×			×		×
稲敷市 総合計画	関連計画と の整合性							
計		12	9	8	6	5	4	3

【接道について】

以外は大規模な道路新設や改良工事などのインフラ整備が生じる。

については、地籍が混乱している状況にあり道路拡幅の用地買収に問題がある。

【周辺地域の発展性】

について地区計画の導入により市街地の形成が可能。

については、市街地形成の可能性は大だが、地籍に問題があり現実的には困難。
解消するための区画整理等の事業が必要。

については、道路マスタープランの中で想定されている道路が存在している。

については、位置的な問題により発展性に疑問がある。

については、農業振興地域に囲まれ発展は厳しい。

【緑地について】

については既存の植栽が存在している。

については、現状が山林のため一部樹木の利用が可能。

それ以外については、緑地の整備は必要となる。

【環境保全について】

は造成工事が必要となる。 については山林の伐採が生じる。

【ライフサイクルコストについて】

は校舎の解体が生じる。 については造成工事， については地盤改良工事
については山林伐採。

【関連計画との整合性について】

以外は，周辺の発展性が困難な場所や区画整理など大規模な面開発を必要とする。

・ 利便性

表 5 - 4 各候補地の比較

○ = 3 点， △ = 2 点， □ = 1 点， × = 0 点

位置選定の視点		犬塚 1570 外 (江戸崎西 高等学校 跡地)	江戸崎甲 1108-1 外 (県税事務 所付近)	堀之内 (柏木交差 点付近)	新畑 (圏央道東 I C 付近)	佐原組新田 1490 外	高田 (人口重心 付近)	幸田 (地理的 中心付近)
		市民窓口 サービス	人口重心					×
	地理的中心	×						
他施設との 複合 サービス	官公庁施設 の集約性							
交通体系	公共交通		×	×	×			×
	自動車交通			×	×		×	×
	自転車， 徒歩					×		
計		11	10	6	8	7	10	7

【市民窓口サービスについて】

人口の重心，地理的中心について，中心からの距離で順位付け，1，2 位 = ○，
3，4 位 = △，5，6 位 = □，7 位 = ×

【公共交通について】

路線バス等の本数による。

【自動車交通について】

は道路のアクセスの中心付近に位置する。

【自転車・徒歩について】

半径 5 0 0 m の住居数による。

・防災拠点としての安全性

表5 - 5 各候補地の比較

= 3点, = 2点, = 1点, x = 0点

位置選定の視点		犬塚 1570 外 (江戸崎西 高等学校 跡地)	江戸崎甲 1108-1 外 (県税事務 所付近)	堀之内 (柏木交差 点付近)	新畑 (圏央道東 I C 付近)	佐原組新田 1490 外	高田 (人口重心 付近)	幸田 (地理的 中心付近)
類焼から の安全性	類焼の 危険度							
地盤	地質(液状化 の有無)					x		
	地盤の高さ (水害の有無)					x		
計		8	4	8	8	2	8	6

【類焼からの安全性について】

敷地の周囲に緑地帯を設けることにより問題はない。

【地盤について】

について、敷地の一部に地盤面の弱い場所と低地部分が存在する。

について、過去に周辺で液状化がみられた。また、地盤沈下もみられる。

については、一部埋め立てが生じる低地がある。

・実現性と経済性

表5 - 6 各候補地の比較

位置選定の視点		犬塚 1570 外 (江戸崎西 高等学校 跡地)	江戸崎甲 1108-1 外 (県税事務 所付近)	堀之内 (柏木交差 点付近)	新畑 (圏央道東 I C 付近)	佐原組新田 1490 外	高田 (人口重心 付近)	幸田 (地理的 中心付近)
用地	取得の確実性			x	x			x
	敷地の形態, 規模の柔軟性							
	取得コスト			x	x		x	x
建設事業	建設計画の 柔軟性		x					
	工期							
	工事期間中 の対応							
	建設コスト (造成等含む)		x					x
インフラ 整備	道路整備等 コスト		x	x	x	x	x	x
総コスト				x			x	x
計		17	10	10	12	16	10	7

【用地について】

について、形状をよくするために用地の買収が生じる可能性あり。

【建設事業について】

について、校舎の解体費用、 について造成費用、 について地盤改良費用が発生する。

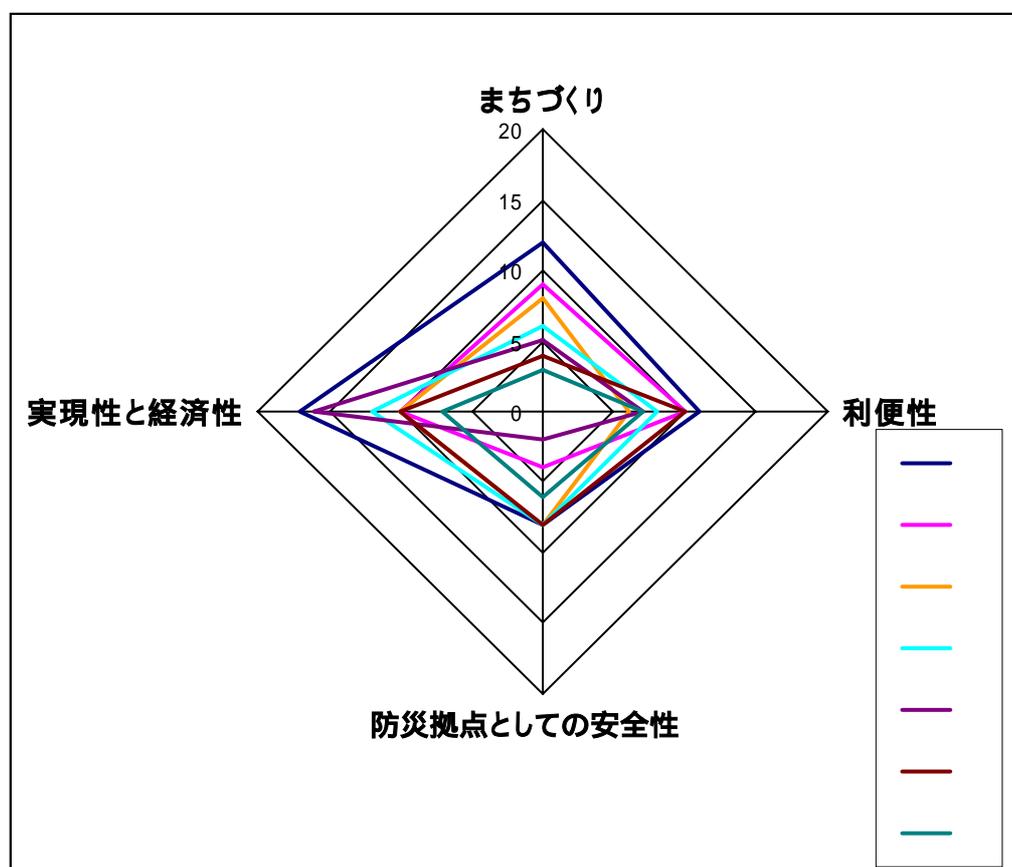
【インフラ整備について】

について、コスト以上に地籍の問題が懸念される。

【総コストについて】

用地取得費、造成費、インフラ整備費の総計により順位付け。

図5 - 10 各候補地の特性



以上、総合的に判断すると、「江戸崎西高等学校跡地」が新庁舎の建設地として、適格性を有する。

江戸崎西高等学校跡地

[地名地番] 稲敷市犬塚 1 5 7 0 外

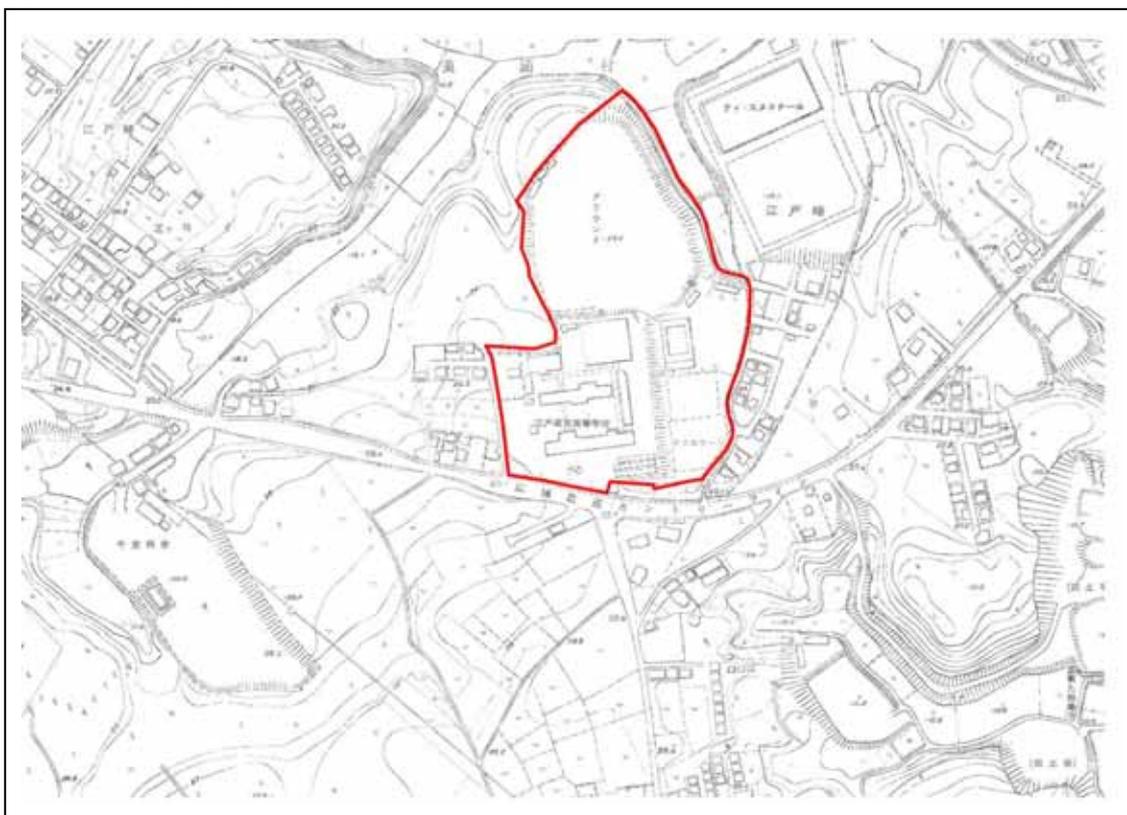
[敷地面積] 約50,172.91㎡

[用途地域] 都市計画区域内，市街化調整区域

[建ぺい率] 60%

[容積率] 200%

図 5 - 1 1 周辺状況



当該敷地面積約5.0haの範囲内とし、市庁舎棟を中心に平面駐車場と将来整備用地を併せた複合整備を想定する。

図5 - 1 2 江戸崎西高等学校跡地 規模イメージ

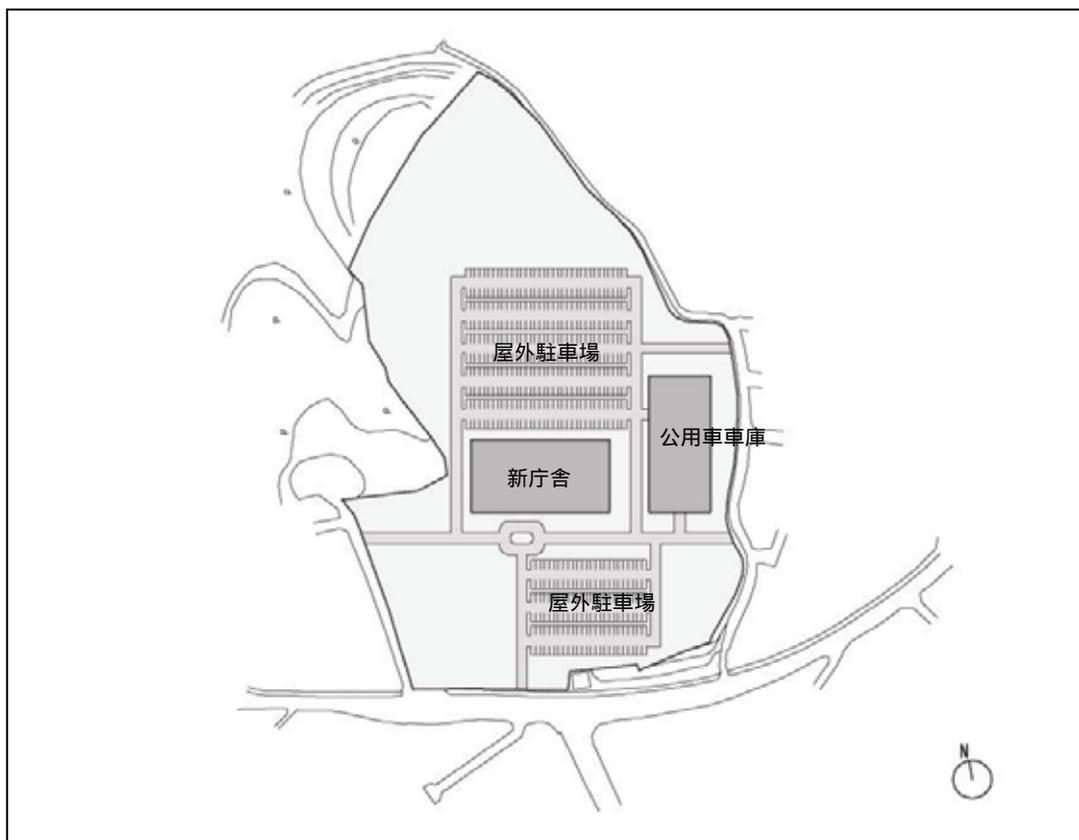


表5 - 7 江戸崎西高等学校跡地 敷地規模

概要	規模	備考
新庁舎建築面積	3,250 m ²	
公用車車庫建築面積	2,500 m ²	収容台数100台
屋外駐車場	12,500 m ²	収容台数500台
外構・緑地	4,000 m ²	敷地全体の8%程度
屋外広場等	1,000 m ²	
その他将来用地等	26,922.91 m ²	のり面4,885m ² 含む
計	50,172.91 m ²	

6 . 窓口について

現在，4庁舎には総合窓口課が置かれ，市民にとって各地区での利便性は高く，合併後における市民サービスの向上を図っている。反面，業務の二重化により多くの職員の配置が必要となり多額の人件費や諸経費の財政負担が伴っている。この場合，行政サービスの維持と経費節減は相反する問題となるが，その中でバランスの取れたサービス業務の体制を検討することが重要となる。

稲敷市は東西約23km，南北約14km，東西に長い形状である。

新庁舎建設地は市北西部に予定されるが，5章中「道路ネットワークの中心」で示したように市の幹線道路が縦横に集中している。建設予定地に近い江戸崎地区，新利根地区及び桜川地区西側は車で約20分以内の範囲となるが，東地区の千葉県界及び潮来市界からは約30分以上を要することになる。距離的に勘案すると行政サービスの公平性はバランスを欠くことになる。したがって，行政サービスの拠点をどこに置くかがポイントとなり，市内どこからでも車で20分以内で窓口に行けることが公平性を保てる条件と考えられる。

行政サービスに重点を置き，現行の総合窓口を継続すればこの条件を満たすこととなるが多額の財政負担が伴い統合庁舎とする意味をなさない。

1) 新庁舎エリア + 支所エリアの設定

- ・新庁舎エリア：江戸崎地区，新利根地区，桜川地区西部
- ・支所エリア：桜川地区，東地区

支所を市域東部に設けることにより条件が満たされる。

利便性の高い窓口サービスを提供することを目的とし経費のかからない体制を構築する。設置場所については，原則として既存の公共施設を活用するものとする。

2) 支所について

諸証明を発行する窓口については市の既存の施設に設置するものとするが，郵便局やショッピングセンターなどへの設置も視野に入れた段階的な展開が求められる。

近年の動向として，既存施設への自動交付機の設置やコンビニでの税・使用料の収納を実施している自治体が現れてきており，休日や夜間といった時間帯でも証明書の取得や税の払い込みが可能となってきた。さらには，インターネットや携帯電話機からの収納の仕組みも整備され始めており，自宅に居ながらにして収納が可能となる。

このような状況の中，稲敷市においても職員を配した窓口の設置にとらわれず，諸証明を発行する自動交付機の導入や，金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで税の払い込みなど利便性の向上を目指す必要がある。

7. 現庁舎の利活用

1) 現庁舎の利活用について

新庁舎完成後の現庁舎の利活用に関しては、市民サービスのあり方や行財政改革の視点から公共施設の運用など様々な角度から検討を行う必要があり、本計画においては利活用の基本的な考え方を示すものである。したがって、今後、市民ニーズや社会的ニーズ（需要）を調査したうえで、一定の時間をかけ検討するものとする。

2) 施設の利活用事例

施設の利活用に関して以下のような事例がある。

表7-1 施設の利活用事例

方法	事例	市町村名	旧用途	新用途	概要
売る	セール・アンド・リースバック方式		一旦民間に売却した上で、民間所有となったその建物を自治体が必要な分だけ借り上げる。		民間活用 不動産証券化
貸す	ベンチャー KANDA	東京都 千代田区	庁舎	インキュベーター オフィス	無料貸出オフィス 創業支援施設
貸す	民間へ開放	熊本県 あさぎり町	役場	民間開放	各種教室、団体事務所
預ける	霞ヶ関中央 合同庁舎7号館 PFI	東京都 中央区	庁舎+ 周辺民有地	官庁棟、 官民合築施設棟	文部科学省、会計検査院 合同庁舎、民間テナント
使う	町並み保存と 庁舎の活用	愛媛県 内子町	庁舎	観光地（歴史的資源、道の駅）をつなぐ拠点	総合観光センター 観光客向け無料駐車場
預ける+ 使う	コミュニティセンターやす	滋賀県 野洲市	役場別館	コミュニティセンター	管理 民間委託 交流施設、貸出スペース
預ける+ 使う	ちよだ プラットフォーム スクエア	東京都 千代田区	中小企業 支援センター	SOHO 事業者向オフィス	企画・管理 民間委託 コンビニ・カフェ・ オフィス、街づくり公社
貸す +使う	いちいのホール	千葉県 野田市	役場	公共施設、 空き空間貸出	窓口業務、図書館、 民間貸出スペース

出典：市町村合併に対応した地方都市の既存ストック活用に係る検討調査 報告書
平成17年3月 国土交通省 総合政策局

3) 耐震基準と庁舎の現状

1923年に発生した関東大地震の翌年に市街地建築物法が大きく改正され、戦後に市街地建築基準法にかわって1950年に施行された建築基準法に引き継がれる。その後、建築基準法の耐震規定は、十勝沖地震（1968年）や宮城県沖地震（1978年）などの被害地震の経験を踏まえ、1971年と1981年の二度にわたって改定された。

- ・旧耐震基準（着工が1970年12月以前）

柱の帯筋の間隔が粗く兵庫県南部地震では多くの大破・倒壊被害を出した。

- ・旧耐震基準（着工が1971年1月から1981年5月以前）

大地震時に建物がどの程度の抵抗をするかの検討がなされていないため、建物の骨組みの形式によっては大きな被害が発生した。

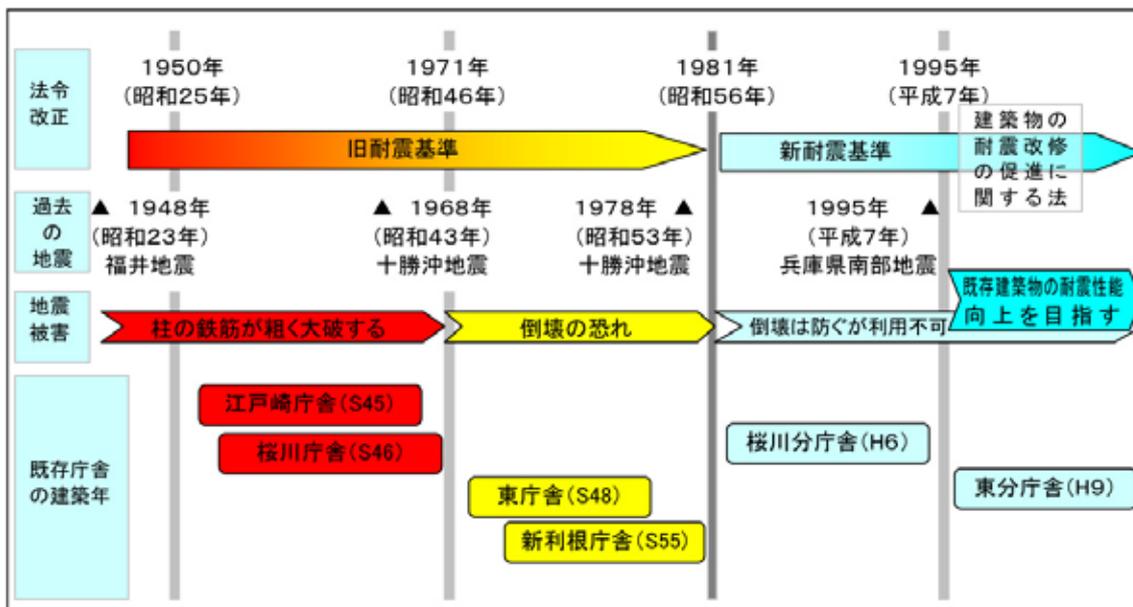
- ・新耐震基準（着工が1981年6月以前）

中地震時（震度5弱～強）では建物の継続使用が可能、大地震時（震度6強）では建物を倒壊させない設計をしているが、大地震時に対してはある程度の被害（震災後使用が出来なくなるなど）を免れない。

- ・耐震改修促進法の制定

1995年の兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）を教訓として、多数の方が利用する病院、劇場、店舗、事務所など、また、震災時の防災拠点となる建築物の耐震性能を高めるために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年に制定される。

表 7 - 2 耐震基準と現庁舎の関係



・現在求められている耐震性能

建築基準法において定められている基準は、大地震時に建物は損傷を生じるが、人命の安全を確保する性能であり、最低限の基準となっている。重要な建物は、この基準をクリアすれば良いというものではなく、重要度や用途に応じてより高い耐震性能が必要とされている。

表 7 - 3 耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧

用途係数区分	施設の用途係数適用の理由	該当施設
1.5	大震災時には、消火・救助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心拠点として機能する施設であるため。 放射性物質又は病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。	市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。
1.25	大震災時には、救護・復旧及び防災業務を担当するもの。 並びに市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。	都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設（小中学校の体育館を除く）、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他これらに類するものとする。
1.0	用途係数区分が、1.5 及び 1.25 区分に該当している施設以外の施設であるため。	公営住宅関係施設、市の住宅系施設、事務所系施設、付属的施設、その他これらに類するものとする。

4) 現庁舎の利活用の方向性

(1) 老朽化している庁舎（江戸崎庁舎・新利根庁舎・桜川本庁舎・東本庁舎）

4つの現庁舎は、建築基準法改正前の旧耐震基準で建設されており、各庁舎とも老朽化し、バリアフリーへの対応が極めて低く、公共施設として基本的性能を確保していない。

現庁舎を存続する場合には大規模修繕費が発生し財政負担となる。そのため4つの現庁舎については、解体する方向で検討する。

(2) 桜川庁舎（分庁舎）、東庁舎（分庁舎）

2つの分庁舎については新耐震基準で建設されており、利活用が可能である。

参考)

東分庁舎 経費 年額 1,020万円（光熱水費・通信費除く）

桜川分庁舎 経費 年額 850万円（光熱水費・通信費除く）

5) 施設の利活用方法について

施設の利活用に関して以下のような方法がある。

表7-4 現庁舎の利活用分類

項目	内容
別の施設としての利用	・老朽化した他施設の機能移転 ・地域で不足している機能の補填
各種団体への貸出	・シルバー人材センター、医師会、NPO など
UIJ ターン者・団塊世代への支援として利用（人口減少，高齢化対策）	・安価でレンタルオフィスとして貸出
民間企業等への貸出	・地域活性化
複合施設としての利用	・窓口業務 + ~ の機能を持つ複合施設
売払い又は セール・アンド・リースバック	・一旦民間に売却した上で、民間所有となったその建物を自治体が必要な分だけ借り上げる。

6) 現庁舎の利活用方針

4つの現庁舎は建築基準法改正前の旧耐震基準で建設されており、各庁舎とも老朽化し、バリアフリーへの対応が低く、防災拠点としての安全性についても基本的性能を確保することが困難である。現庁舎を存続する場合には耐震改修を含む大規模改修が必要になる。改修後も維持管理費が発生し、財政の負担になるため、4つの現庁舎については解体する。

新耐震基準で建設された桜川分庁舎および東分庁舎については、窓口業務を公民館等の他の公共施設を利用して必要最小限で展開することを前提にした場合、分庁舎の庁舎機能としての役割は必要ではなく、経費削減のためには行政での利用はせず、民間への売払いと貸付が原則となる。

貸付や売払いについては、民間から利活用方法について広く公募することにより、地域の更なる発展が見込まれるアイデアを採用することも一つの手法になる。

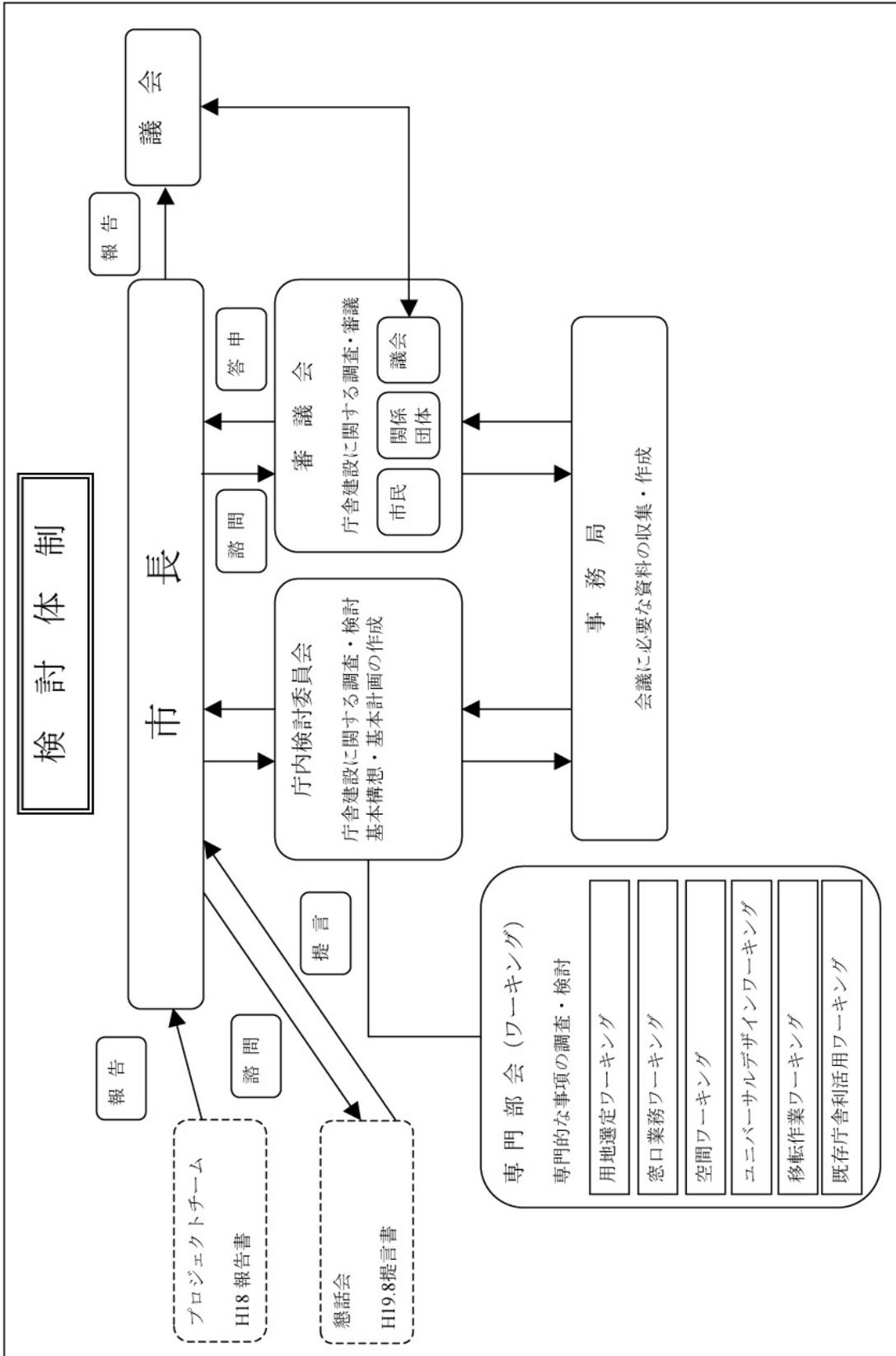
行政側で利活用する場合は、周辺施設の老朽した建物の機能を移転するためなど、新たな建築物の建設を避けるための手段とした利活用が求められる。

資料 - 1 稲敷市庁舎建設審議会委員名簿

区 分	氏 名	
市 議 会	宮 本 隆 典	市議会議長
市 議 会	河 内 喜 和	市議会議員（江戸崎地区）
市 議 会	柳 町 政 弘	市議会議員（新利根地区）
市 議 会	埜 口 正 雄	市議会議員（桜川地区）
市 議 会	坂 本 源	市議会議員（東地区）
学 識 経 験 者	尾 崎 利 生	東京家政学院大学准教授
学 識 経 験 者	井 川 一 幸	1級建築士 福祉住環境コーディネーター
市内関係団体	富 澤 富 生	区長会連合会会長（桜川地区）
市内関係団体	木 村 忠 男	区長会連合会（江戸崎地区）
市内関係団体	仲 川 恒 一	区長会連合会（新利根地区）
市内関係団体	木 内 義 延	区長会連合会（東地区）
市内関係団体	加 納 昭	農業委員会会長
市内関係団体	柳 原 一 雄	商工会会長
市内関係団体	横 田 孝 裕	P T A 連合会会長
市内関係団体	黒 田 功	消防団団長
市内関係団体	鴻 巣 常 次	江戸崎消防署長
公 募	川 口 幸 一	懇話会委員（江戸崎地区）
公 募	幸 田 勝 夫	懇話会委員（新利根地区）
公 募	高 木 登 代 一	懇話会委員（桜川地区）
公 募	薄 井 教 代	懇話会委員（東地区）

資料 - 2 稲敷市庁舎建設審議会の開催状況

開催回	日 時	場 所	議 題
第 1 回	平成 19 年 10 月 30 日(火) 午後 1 時 30 分から	江戸崎庁舎 会議室	1 委嘱状交付 2 会長・副会長の選出について 3 諮問 4 自己紹介 5 会議の運営等について 6 提言書の基ついての意見交換
第 2 回	平成 19 年 11 月 12 日(月) 午後 1 時 30 分から	江戸崎庁舎 会議室	1 新庁舎建設の基本要件 2 新庁舎の規模 3 新庁舎位置の考え方
第 3 回	平成 19 年 11 月 26 日(月) 午後 1 時 30 分から	江戸崎庁舎 会議室	1 新庁舎の建設位置について
第 4 回	平成 19 年 12 月 18 日(火) 午後 1 時 30 分から	江戸崎公民館 研修室	1 窓口について 2 現庁舎の利活用について
第 5 回	平成 20 年 1 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分から	江戸崎庁舎 会議室	1 基本構想(案)のまとめ
第 6 回	平成 20 年 2 月 18 日(月) 午前 11 時 00 分から	江戸崎庁舎 市長室	1 答申



資料 - 5 稲敷市における地理的中心と人口重心

